

学校における危機管理 のマニュアル（手引き）



鹿屋市立第一鹿屋中学校

（令和6年1月版）

AED保管場所（現在，3か所）

①本校舎
正面玄関

②本校舎
1階 職員会議室前

③体育館
教官室

目次

第1部 学校における危機管理体制の確立

1	危機管理の目的	1
2	危機管理のプロセス	1
3	管理職（校長）の心構え	2
4	緊急事態の発生に備えた体制づくり	3
5	危機管理マニュアルの作成上の留意点	4
6	緊急事態発生時の緊急対応	5
7	夜間及び休業日等に災害が発生した場合の対応	8

第2部 事項別危機管理の要点

第1章 自然災害

I	地震災害の発生	1 1
II	風水害の発生	1 2
III	火災の発生	1 3

第2章 事故被害

I	不審者の侵入	1 4
II	登下校時における不審者による事案	1 5
III	授業中の事故（理科の実験中）	1 6
IV	授業中の事故（水泳）	1 7
V	運動部活動中の事故	1 8
VI	交通事故	1 9

第3章 健康被害

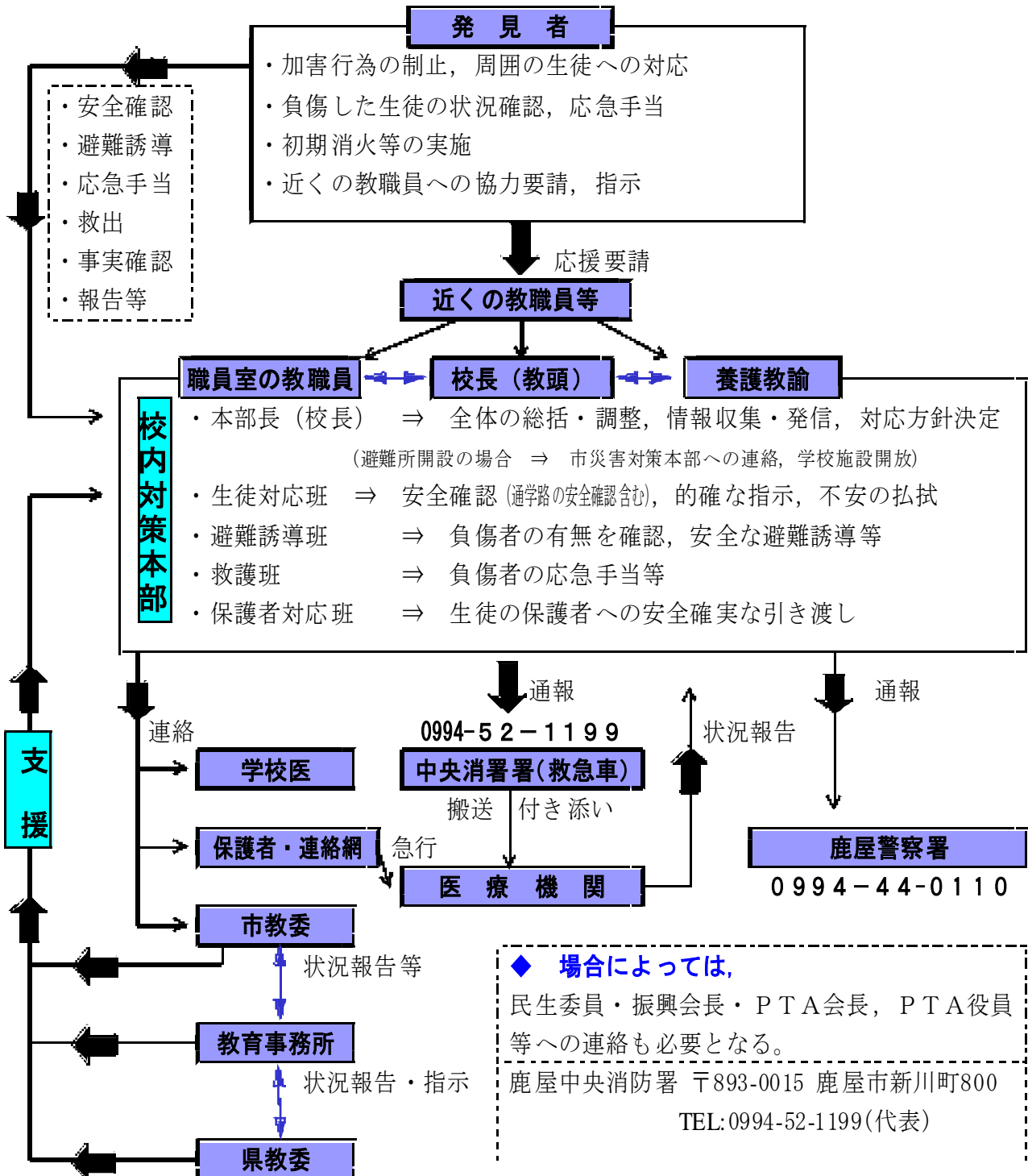
I	感染症の発生	2 0
II	給食による食中毒	2 1
III	給食の異物混入	2 2
IV	飲料水の汚染	2 3
V	アナフィラキシー発症時の対応（文科省 学校危機管理マニュアル作成の手引きより）	2 4
VI	熱中症発症時の対応（日本スポーツ振興センターパンフより）	2 5
VII	心停止の救命措置対応（日本スポーツ振興センターパンフより）	2 6

■	地震発生時 対応方法 学校掲示用	2 7
---	------------------	-----

第1部 学校における危機管理体制の確立

学校における緊急事態発生時救急・緊急連絡体制

緊急事態発生



1 危機管理の目的

- (1) 生徒の生命や身体を守り，安全を確保すること
- (2) 生徒や保護者との信頼関係を保つこと
- (3) 生徒の心理的動揺を防ぎ，学校を安定した状態にすること

2 危機管理のプロセス

- (1) 危機の予知・回避
- (2) 未然防止に向けた取組
- (3) 緊急事態発生時の対応
- (4) 対応の評価と再発防止に向けた取組

(1) 緊急事態の予知・回避

ア 過去の事例研究・分析

過去に発生した事例から，その緊急事態発生の原因や経過等进行分析・精査することにより，発生の前兆等を明らかにし，その緊急事態の予知・回避に努める。

イ 情報の収集

生徒・保護者・地域住民等からの情報収集等により，緊急事態を予知・回避し，問題の早期発見に努める。

(2) 未然防止に向けた取組

ア 防災・管理体制の確立（ひと・もの・組織・情報）

想定される災害に対処する計画策定及び施設・設備に関する定期点検等により，防災・管理体制を確立する。

イ 避難訓練等の実施

日ごろから，生徒に対して，緊急時の安全な行動の取り方について理解させておくとともに，様々な場面を想定した避難訓練を実施する。

ウ 教職員の研修

災害発生時等において，生徒に的確な指示や迅速な避難誘導ができるよう研修・訓練を実施する。

エ 生徒・保護者への啓発

一人一人の生徒への継続的な啓発と併せ、保護者に対する周知と啓発を行う。

オ 地域とのパートナーシップ

生徒の安全確保や学校の防犯・防災体制確立のためには、地域の住民や関係機関等とのパートナーシップが重要であり、日ごろからPTAや自治会等と十分に連携し、地域の協力を得ながら災害等の未然防止に努める。

(3) 緊急事態発生時の対応

ア 安全確保

緊急事態が発生した場合、人命尊重を第一に考え、生徒及び教職員の生命や身体の安全を守るとともに、被害を回避又は最小限にとどめるために情報収集を行い、正確な状況の把握に努め、必要な応急措置体制をとり、適切に対応する。

イ 連絡体制

警察・消防・病院などの関係機関や保護者などの関係者への連絡を的確に行う。

ウ 対外窓口

報道機関など外部との対応にあつては、校長又は教頭が行うなど、窓口を一本化し、情報の混乱が生じないように留意する。

(4) 対応の評価と再発防止に向けた取組

ア 対応の分析・評価

緊急事態が発生した場合の対応を分析・評価し、起こった緊急事態を教訓として、再発防止に向けた取組みの実践に資する。

イ 改善

対応状況の分析・評価を行い改善を図るとともに、未然防止の取組みについても、定期的に評価し改善していく。

3 管理職（校長）の心構え

- (1) 学校における最高責任者として、緊急事態発生時にリーダーシップが遺憾なく発揮できるよう、危機管理に対する教職員全員の認識を深め、情報収集、安全点検、緊急対応の確認などの徹底を図り、学校の危機管理体制の確立に万全を期すこと。
- (2) 緊急事態発生の際には、生徒の安全確保を第一に考えるとともに、正確な情報の収集、現況の把握を行い、迅速な避難の指示や関係機関等への連絡・報告など適切な対応を行うこと。

◆ 校外活動時の危機管理体制の整備

① 引率教職員と学校との連絡方法の明確化

- ・ 引率教職員への連絡方法（携帯電話、メール等）及び活動場所や時間を職員室内の黒板等に記載するなどの方法で、連絡が確実にとれる体制を整える。
- ・ 引率教職員は、何事がなくとも学校へ定時連絡を行い、活動状況を報告する。

② 校外活動開始の際の生徒への指導

- ・ 複数人で行動することを原則とし、緊急時の連絡先、集合場所を周知しておく。
- ・ 危機的状況に遭遇した場合、大声で助けを求めるなど、具体的な指示を行う。
- ・ 宿泊を伴う活動の場合、宿泊施設における避難経路の確認、避難後の集合場所、人員確認の方法等を明確にしておく。

5 危機管理マニュアルの作成上の留意点

(1) 最悪の状況を想定すること

ア 過去に発生した事例を教訓として、緊急事態発生時の指示や連絡方法、被害状況の把握及び救命措置、警察・消防等や地域との連携等、各学校の実態に合わせた想定を行う。

イ マニュアルを作成すべき緊急事態とは、次に掲げる事態等をいう。

(ア) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害

【災害対策基本法第2条第1項】

「災害」 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

(イ) 上記以外で、生徒等の生命、身体に重大な被害が生じる事態

(ウ) その他、学校の運営に重大な支障が生じる事態

(2) 必要な対応、手順を明示すること

ア 手順や役割分担を明示して、対応に習熟する必要がある。特に、混乱した状況の中では、生徒がとるべき行動を明確に指示することが重要となるため、管理職等への情報連絡経路及び伝達方法を明確にし、管理職不在時の対応も予め定め、教職員に周知しておく。

イ 状況によって、対応順序が変化したり、教職員の臨機応変な対応が求められたりするの

で、マニュアルが絶対的なものでないということを理解しておく。

(3) 関係機関等の連絡先や必要物品の所在を明示すること

ア 一刻をあらそう災害等を想定し、警察・消防・医療機関等の緊急連絡先一覧を各所に備えたり掲示するなど、関係機関へ速やかに連絡がとれるよう準備をしておく。生徒や保護者等への連絡(非常時の連絡手段として携帯電話は有効であり、プライバシーに十分配慮のうえ、携帯電話番号を把握しておくことが望ましい。)にあっても同様である。

イ 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

(4) 関係機関等からの助言を得ること

ア 警察・消防・学校医等の専門的な立場からの意見を取り入れながらマニュアル作成を行うことが、関係機関等との連携を深めることに通じ、より実効性のあるマニュアルづくりが可能となる。

(5) 関係諸機関等との連携を図ること

ア 作成したマニュアルを関係諸機関に配布し、緊急事態発生時の対応について共通認識を図り、連携した対応をとることが必要である。

(6) 訓練や研修を実施すること

ア 作成されたマニュアルにより、教職員が共通理解のもとに素早い対応がとれるよう、マニュアルに基づき訓練や研修を実施するとともに、その都度、見直しを行う必要がある。

6 緊急事態発生時の緊急対応

(1) 緊急事態の発見者及び教職員等の取るべき措置

ア 生徒の安全確保及び校内での連絡

- ・ 他の教職員への連絡と連携
- ・ 生徒の避難誘導(避難場所の確保、誘導方法等の明確な指示)
- ・ 負傷した生徒がある場合の応急措置体制(応急手当、負傷状況の把握、人数、氏名の確認等)
- ・ 警察・消防への連絡(負傷の状況、人数、場所の正確な連絡等)

イ 関係者、関係機関等への連絡

- ・ 災害に遭遇した生徒の保護者への連絡(事故等の概要説明、負傷等の状況、搬送先等)
- ・ 教育委員会への連絡(事故等の概要説明、今後の対応等の指示を受ける。)

- ・ P T A役員，地域の役員，学校医等への連絡（事故等の概要説明，今後の対応等への協力依頼等）

(2) 緊急事態発生後の組織的対応

ア 管理職のリーダーシップ

- ・ 的確な状況判断に基づき，教職員や生徒等に明確な指示を行う。
- ・ 教職員からの報告・連絡が円滑に行えるよう，管理職は常に所在を明らかにしておく。

イ 校内における対策本部体制による統一した対応

- ・ 対策本部での決定事項を速やかにすべての教職員に指示・伝達し，学校全体で統一した対応できる体制をつくる。
- ・ 混乱した状況では，教職員の臨機応変な対応が必要となるが，個人の判断で対応することは極力避ける。やむを得ず個人の判断で対応した場合は，必ず事後報告するなど，「報告・連絡・相談」の徹底を図る。

ウ 正確な情報収集及び情報の共有化

- ・ できるだけ多方面から収集した情報を，対策本部においてとりまとめ，教職員とその情報の共有化を図る。

エ 生徒への対応

- ・ 状態の把握，健康観察，健康相談，心のケア，保護者への引き渡し等に留意する。

オ 報道機関への対応

- ・ 取材要請があった場合は，管理職が窓口となり対応を一本化する。
- ・ 教育委員会や関係機関等と連携を図りながら対応する。

(3) 正確かつ詳細な記録の整理と保存

ア 事故，事件等の概要

- ・ 発生日時，関係生徒名，事故等の内容，被害状況等

イ 学校からの連絡及び対応状況

- ・ 生徒及び保護者，教職員，P T A等（時系列で作成）

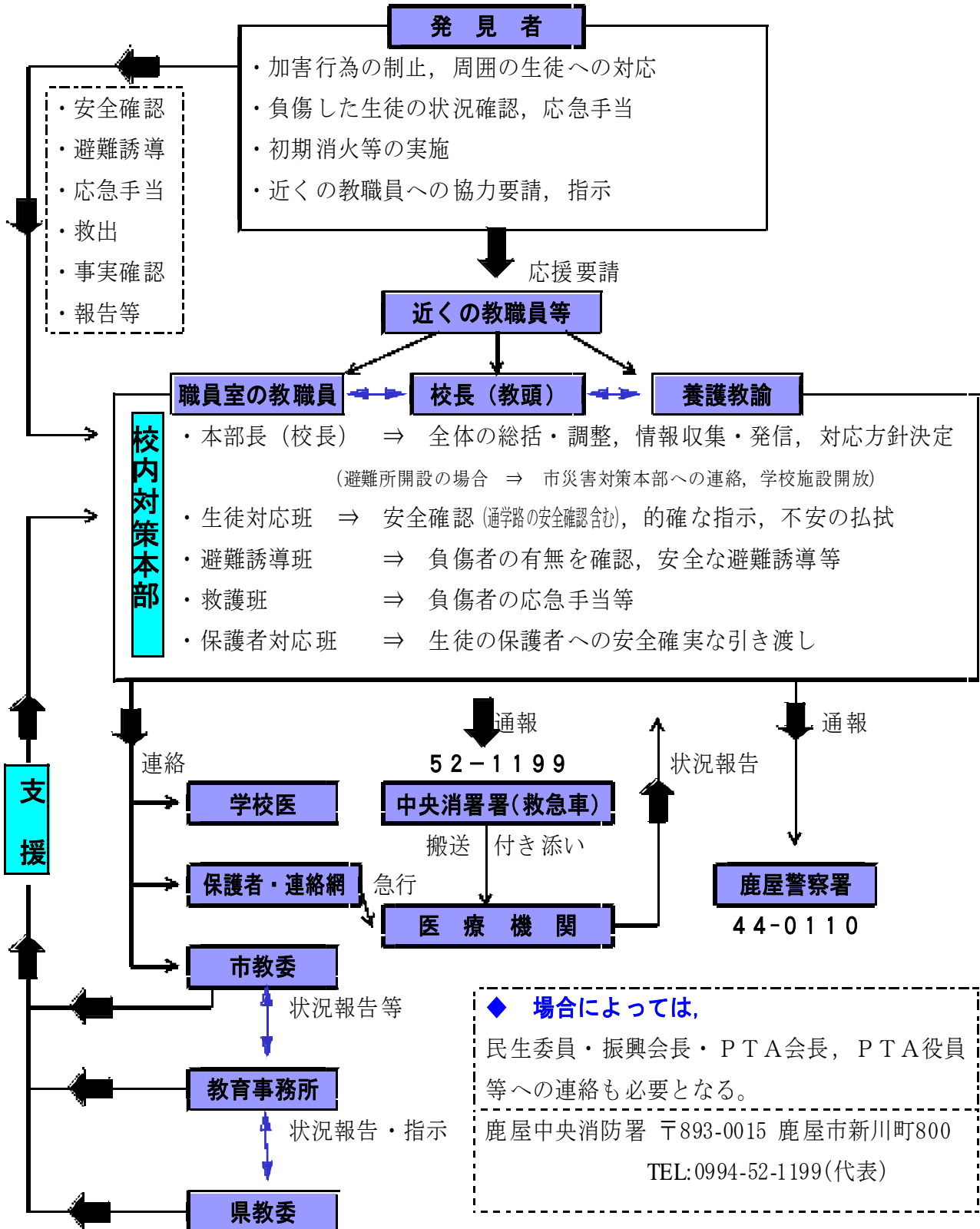
ウ 警察・消防等の関係機関との連携状況

エ 報道機関への対応状況

- ・ 報道機関名，学校の対応者，説明内容等

(4) 学校における緊急事態発生時救急・緊急連絡体制

緊急事態発生



7 夜間及び休業日等に災害が発生した場合の対応

(1) 連絡の順序と内容

- | |
|---|
| ① 学校（校長，教頭等）・・・生徒・職員及びその家族の安否を確認（連絡網等）
校長・・・・・・・・・・・・学校及び周辺の施設設備等の被災状況を把握し，登校可能かどうか判断する。
教頭・・・・・・・・・・・・他職員と連絡を取り被害状況等の情報把握を実施 |
|---|

※ 災害が発生した場合は，原則として全職員が学校に集まり，生徒・職員及びその家族の安否を確認し，施設設備等の被災状況を把握するとともに，二次災害防止措置に当たる。

（学校，校長，教頭へ連絡が取れない場合）（職員及び生徒，保護者からの連絡）

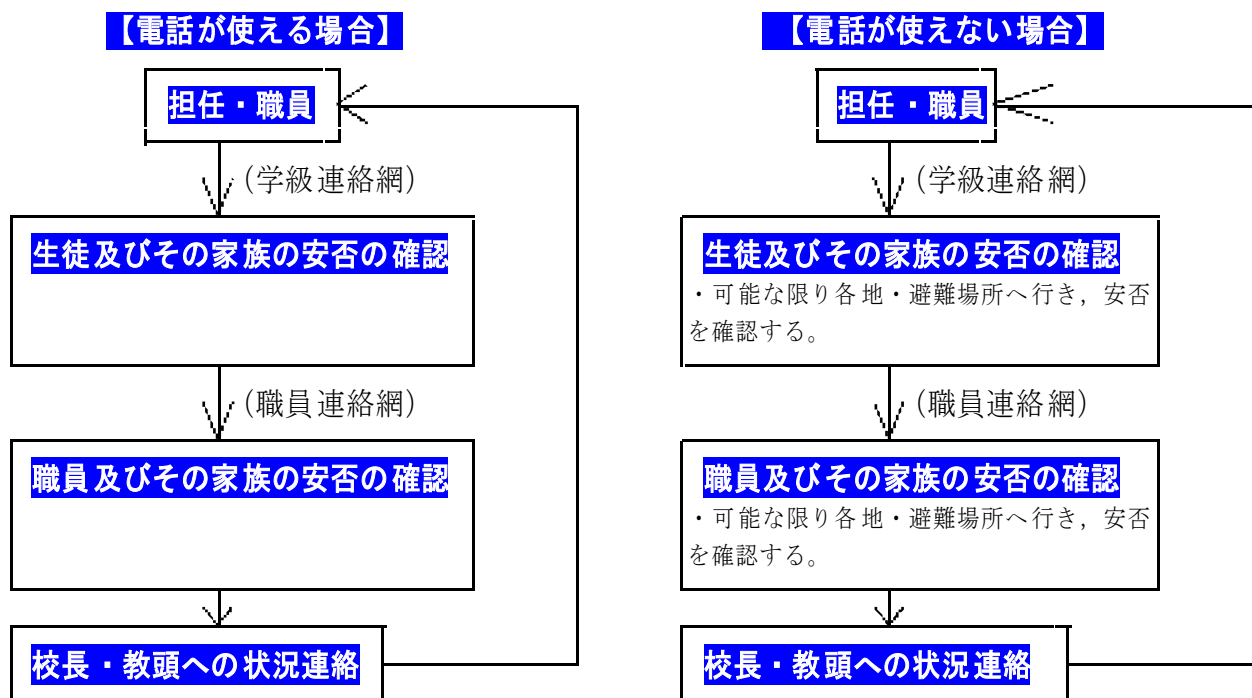
- | |
|---|
| ② 他の職員への連絡。（※連絡を受けた職員は，校長，教頭へ連絡を必ず取る。） |
| ③ 鹿屋市教育委員会への連絡 0994-31-1137 |
| ④ 警察・消防への連絡。（鹿屋警察）44-0110 （中央消防署）52-1199
（鹿屋中央交番）42-2302 |

(2) 学校での対応

※ 校長及び教頭が学校に来ることができない場合は，学校近くに住む職員あるいは，学校に来ることができる職員が校長及び教頭の代役として次の順序で対応する。

- | | |
|--------------|----------|
| ① 諸機関へ連絡をとる。 | — 教育委員会 |
| | — 災害対策本部 |
| | — 警察・消防 |

- | | |
|-------------------------|----------------|
| ② 生徒・職員及び，その家族の安否を確認する。 | — ・生存者の確認 |
| | — ・不明者の搜索 |
| | — ・可能な範囲での消火活動 |



③ 学校救難本部を設置し、被災状況を把握し、復興をめざす。

・本部を校長室に置く

※ 絶えず、校長・教頭へ報告・連絡・相談する。

- 被災生徒・職員の正確な書類を作成する。
- 学校の施設・設備等の破損状況を把握する。
- 携帯ラジオ・テレビ・インターネット等を活用して情報を収集する。
- 学校の保存文書・重要書類・備品等を確認する。
- 生徒・職員の現住所録を作成する。
- 職員動静表を作成する。
- 教育委員会へ生徒・職員及びその家族、学校の状況等について報告、連絡、相談する。
- 避難所設置へ全面的に協力する。
 - ・ 体育館、教室、運動場を開放する。
 - ・ 保健室を医療活動場所として開放する。
 - ・ 必要な備品を貸し出す。
- 警察・消防・保健所・民生委員・振興会長・PTA会長、PTA役員等と綿密に連絡をとりあう。
- 可能な範囲内で、校内の危険物の撤去、校舎内外の環境整備、避難住民に対するボランティア活動を行う。
- 校区内の被災状況を確認する。
 - ・ 家屋、建物の状況
 - ・ 道路の状況
 - ・ 河川の状況
 - ・ 電柱、電線の状況
 - ・ 水道の状況

第2部 事項別危機管理の要点



米機不時着 155人全員救出

【ニューヨーク16日電】16日午後8時半(日本時間16日午前10時)ごろ、米ニューヨーク市のマンハッタン西を流れるハドソン川に、ユースタウエアス155人乗りのエアバスA320-200型機が不時着し、乗客155人、乗務員1人、エアバス機長1人が救助された。機長は機体の勢を維持したまま着水成功し、全員が救出された。ニューヨーク市の消防局によると、機体は着水後、約10分間燃焼を続けたが、乗客は全員無事救出された。機長は機体の勢を維持したまま着水成功し、全員が救出された。

NY エンジンに鳥

【ニューヨーク16日電】16日午後8時半(日本時間16日午前10時)ごろ、米ニューヨーク市のマンハッタン西を流れるハドソン川に、ユースタウエアス155人乗りのエアバスA320-200型機が不時着し、乗客155人、乗務員1人、エアバス機長1人が救助された。機長は機体の勢を維持したまま着水成功し、全員が救出された。ニューヨーク市の消防局によると、機体は着水後、約10分間燃焼を続けたが、乗客は全員無事救出された。機長は機体の勢を維持したまま着水成功し、全員が救出された。



15日、米ニューヨークのハドソン川に不時着した旅客機から救出された乗客。(ロイター共同)

ハドソン川の奇跡

「平成21年1月15日(日本時間16日朝)、乗客・乗員155人を乗せた旅客機が、離陸してまもなくエンジンにトラブルが発生。あわや大惨事かという瀬戸際で、元空軍パイロットで操縦歴40年以上という57歳のベテラン機長は、ニューヨークのハドソン川に不時着を敢行。155人全員の命を救った。」(新聞記事参照)

この出来事は、「ハドソン川の奇跡」として、各方面で報道されました。自らの判断で、旅客機をハドソン川に不時着させたベテラン機長は、事故後のインタビューの中で、「離陸してから着水するまでの時間は、わずか3分間であった。私のこれまでの経験は、この着水するまでの3分間を乗り切るための準備であり、これまでの人生は、その準備期間であったように思う。」と述べています。

ベテラン機長 冷静 NY不時着

【ニューヨーク16日電】港北側へ向かって離陸したのが15日午後三時三十分、直後、機体は河川に墜ちた。機長は機体の勢を維持したまま着水成功し、全員が救出された。機長は機体の勢を維持したまま着水成功し、全員が救出された。

熟練の操縦 乗客救う

鳥衝突 鹿空港は43件 07年

【鹿嶋市16日電】鹿嶋市にある鹿嶋空港は、過去7年間で43件の鳥衝突事故が発生した。鳥衝突事故は、航空機の安全を脅かす重大な事故の一つである。鹿嶋市は、鳥衝突事故の発生を防止するために、様々な対策を講じている。鳥衝突事故の発生を防止するために、様々な対策を講じている。

第1章 自然災害

I 地震災害の発生

第一鹿屋中学校で、授業中に大きな地震があり、強い揺れとともに教室の窓ガラスが割れ、そのガラスの破片でけが人が発生した。

1 事例の分析と課題

- (1) 今後の地震状況について情報収集を行い、生徒及び教職員の安全確保を最優先に、状況に応じた迅速な対応が求められる。
- (2) 突然の地震により、生徒が精神的に動揺していることが考えられるので、安全に避難を行うため、生徒を落ち着かせる対応が必要である。
- (3) 生徒の発達段階、地域や学校の実態、災害発生事例等を踏まえて学校防災計画を作成し、防災対策組織を確立しておくことが大切である。

2 被害を最小限に防ぐポイント

(1) 防災体制の確立

- 日ごろから、教職員の危機管理意識を高めるとともに、マニュアル等に基づき防災体制を確立しておく。

(2) 管理・運営体制の確立

- 施設、設備等の管理体制及び学校施設の避難所としての運営体制を確立しておく。
- ラジオ、防災無線等の点検を行う。
- 校舎の耐震性や避難経路の安全性を踏まえた避難基準、避難方法を定めておく。
- 転倒や落下の可能性のある物の除去等、平素から避難経路の安全確保に努める。

(3) 実践的な避難訓練の実施

- 生徒が地震発生時にも落ち着いた行動ができるよう、平素から緊急時の安全な行動の取り方について理解させておくとともに、様々な場面を想定した防災避難訓練を実施する。

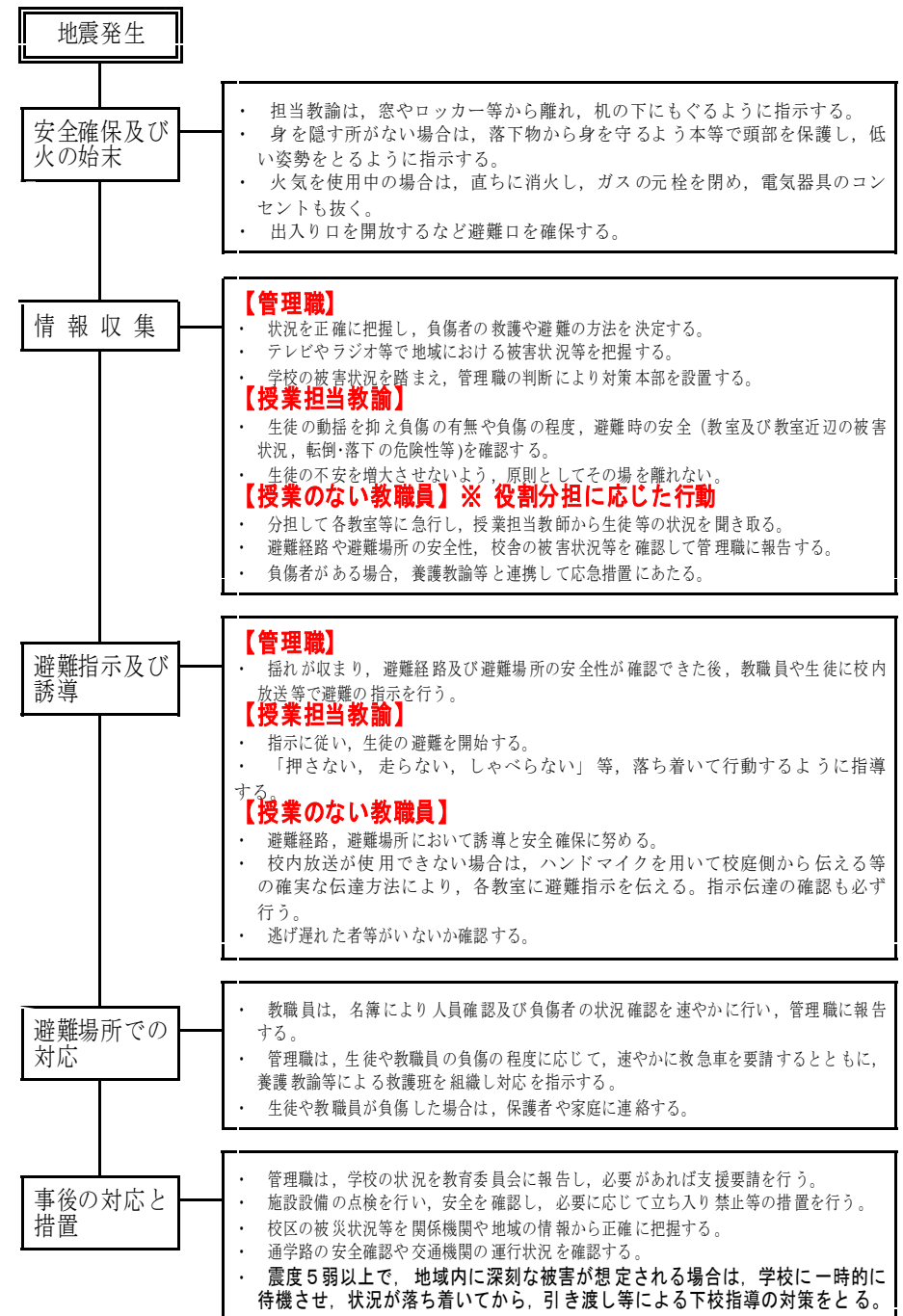
(4) 教職員の訓練の実施

- 生徒に対し「机の下にもぐれ」、「本を頭にのせろ」、「姿勢を低くしろ」等、その場に応じた的確な指示が、地震発生と同時にできるように訓練しておく。

【地震発生時の避難指示の対応】

- ① 震度4以下 → 校内の施設設備の被害状況を確認する。
(校内アナウンス)「生徒の皆さんにお知らせいたします。ただいま大規模な地震が発生しました。現在先生方が被害の状況を確認中です。そのまましばらく待機してください。先生方は、被害状況を確認してください。」
- ② 震度5弱以上 → 避難放送、誘導

3 緊急対応のポイント



II 風水害の発生

第一鹿屋中学校が所在する地域では、午後から台風の影響で風雨が強まり予期せぬ集中豪雨となった。校区を通る県道の一部が冠水し、通行止となったとの連絡が市役所からあった。

1 事例の分析と課題

- (1) 今後の気象状況について情報収集を行い、生徒及び教職員の安全確保を最優先に、状況に応じた迅速な対応が求められる。
- (2) 冠水や土砂崩等の被災箇所を確認し、生徒の通学経路の安全状況を把握することが求められる。
- (3) スクールバスや公共交通機関の運行状況の把握が必要となる。
- (4) 生徒が登校前であれば、休校や始業開始を遅らす等の措置も必要である。

2 被害を最小限に防ぐポイント

(1) 情報収集手段の整備、点検

- ・ ラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ及び防災無線等の整備、点検・学校連絡網、関係諸機関及び保護者等の連絡先一覧の作成、点検・情報収集のためPTA役員や区長等との情報連絡体制を整えておく。

(2) 校区内における危険箇所の把握及び周知

- ・ 関係機関への照会等により、校区内の危険箇所（土石流危険渓流等）を把握し、生徒、保護者及び教職員に周知しておく。

(3) 生徒の通学路の確認

- ・ 家庭訪問、生徒カード等を活用して、生徒の通学路を確認しておく。

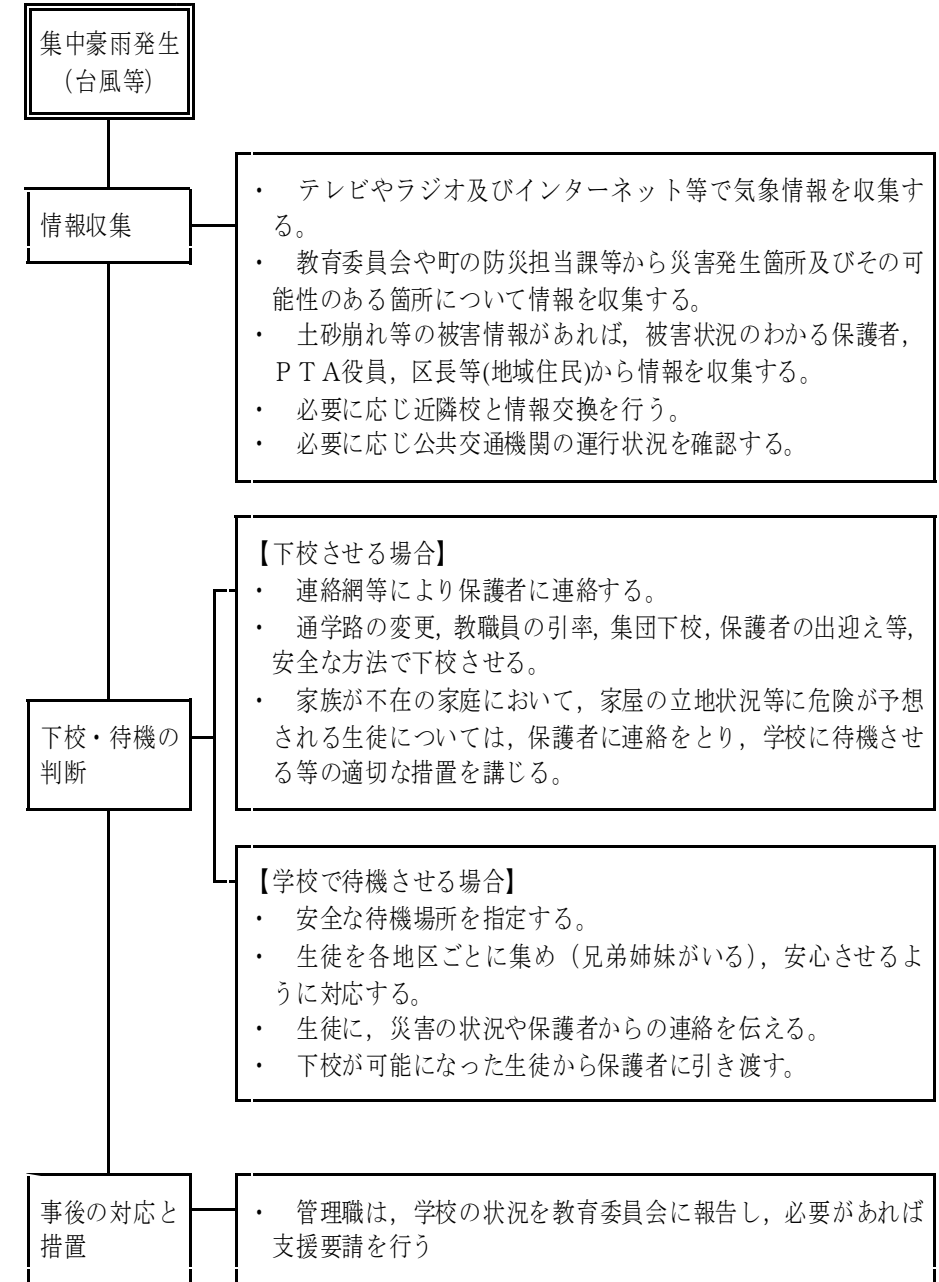
(4) 生徒の引き渡し訓練

- ・ 災害発生時の生徒の引き渡し方法について、年度始め等に保護者に説明を行う。
- ・ 授業参観後など、保護者が学校に集まった機会に、生徒の引き渡し訓練を実施する。

(5) 下校措置を判断する際の留意点

- ・ 管理職は、気象情報や土砂崩れ等の有無について、関係機関に確認を行い、併せて地域住民等からも情報等を入手して通学路の安全状況を把握する。
- ・ 必要に応じ隣接校や教育委員会と情報交換を行い、生徒を下校させるか待機させるかを総合的に判断する。
- ・ 校区外生徒においては、公共交通機関を利用し遠距離から通学する生徒もいるため、迅速な判断が必要になる。

3 緊急対応のポイント



Ⅲ 火災の発生

第一鹿屋中学校で、授業中に特別教室から火災が発生した。

1 事例の分析と課題

- (1) 生徒及び教職員の安全確保を最優先とする。
- (2) 速やかに消防署に通報するとともに、状況に応じて初期消火にあたり、負傷者の応急処置や避難誘導等の迅速な対応が求められる。

2 未然防止のポイント

(1) 防火体制の確立

- ・ 日ごろから、火元責任者を中心に、教室や特別教室の火気点検を行い、消火器の所在やその使い方を熟知しておく。
- ・ 避難経路の指示、約束事の掲示、出入り口の安全確保を行う。
- ・ 通報連絡、初期消火、避難誘導、重要書類等の搬出、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるよう防火体制を確立する。
- ・ 学校付近からの出火に際しても、生徒を安全に避難させ、速やかに防火体制をとる。

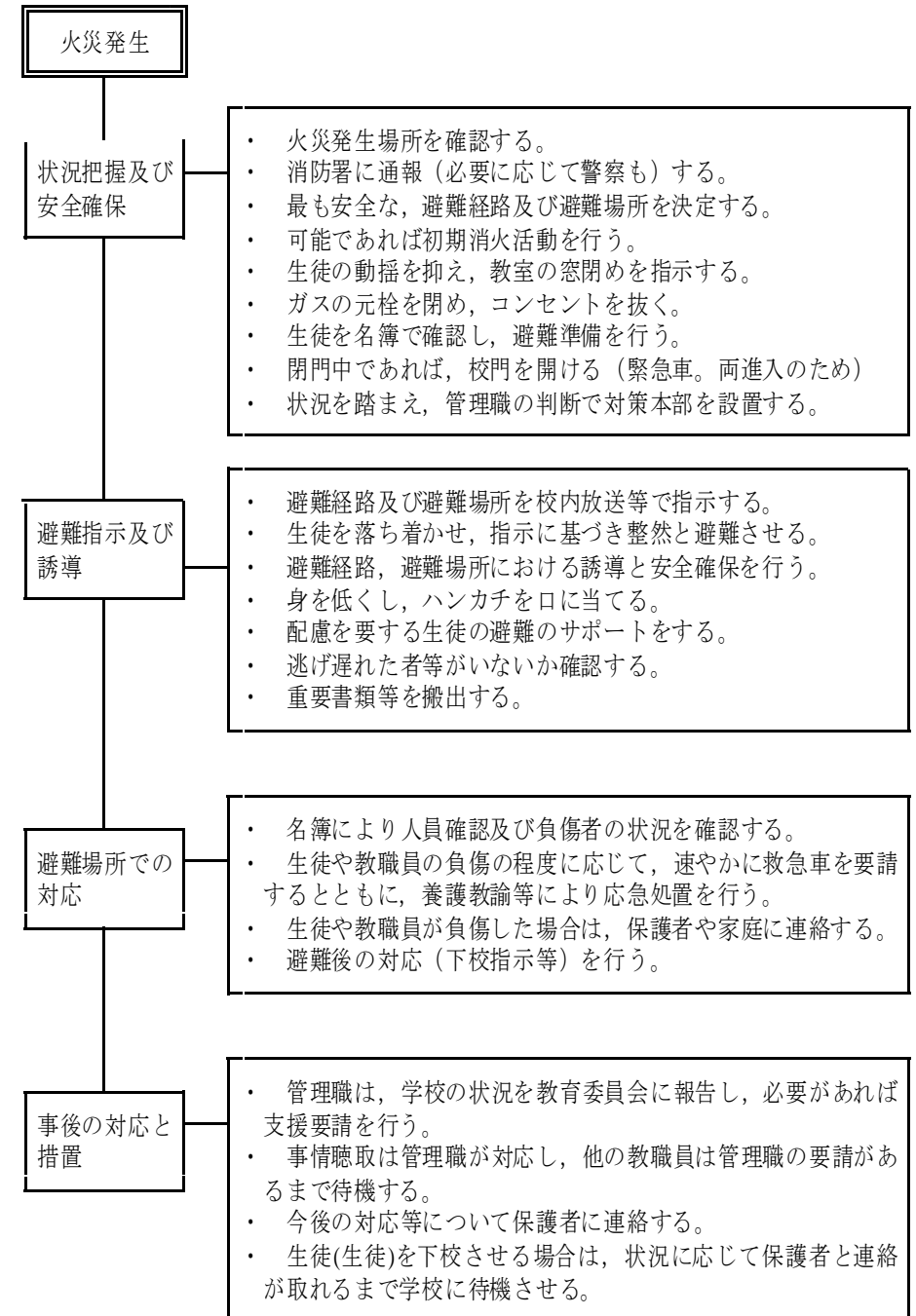
(2) 実践的な避難訓練の実施

- ・ 多様な時間帯、多様な出火場所を想定した避難訓練を実施する。
- ・ 負傷者等の避難を円滑に行うための方法を明確にして訓練を行う。

(3) 判断の方法

- ・ 緊急時に、管理職の判断が得られない場合の対応についても検討しておく。

3 緊急対応のポイント



第2章 事故被害

I 不審者の侵入

第一鹿屋中学校での休み時間に突然、2年生の教室で大声がし、泣きながら生徒たちが教室を飛び出してきた。何かかと思ひ担任が教室にかけつけると、見知らぬ男がバットを持ち、大声をあげていた。

1 事例の分析と課題

- (1) 生徒の安全確保を最優先とするとともに、教職員の受傷防止に配慮する。
- (2) 速やかに警察、消防署に通報するとともに、状況に応じて負傷者への応急処置など適切な処置が求められる。

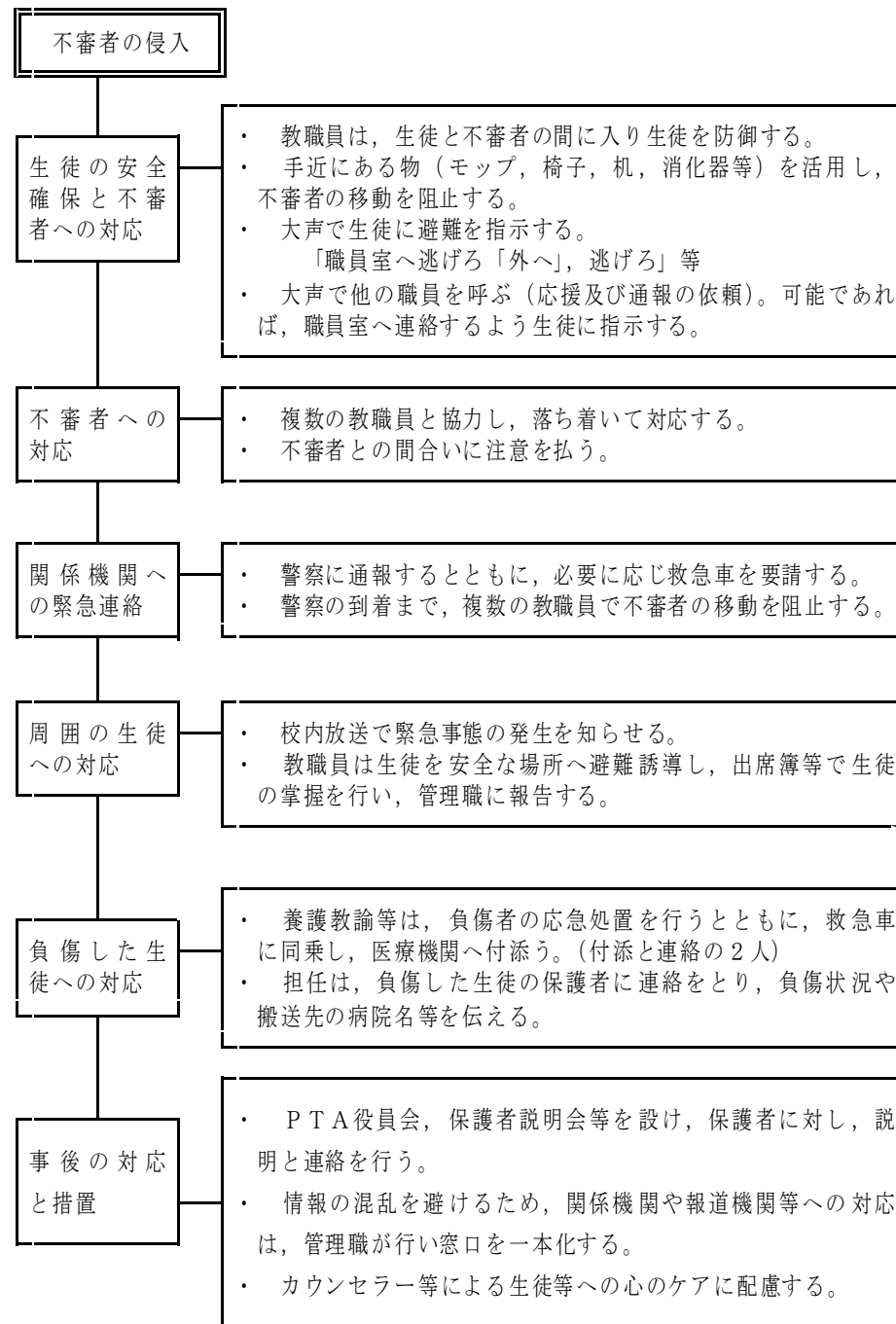
2 未然防止のポイント

- (1) 防災体制の確立
 - ・ 日ごろから教職員の危機管理意識を高めるとともに、学校の状況に応じたマニュアルに基づき、不審者侵入事故を想定した対応訓練を実施しておく。併せて、不審者を隔離するための具体的な対応の仕方や警察、消防署への通報を取り入れた訓練を定期的実施する。
 - ・ 生徒についても、多様な状況を想定した避難訓練を実施する。
 - ・ 生徒に対する安全教育を計画的に実施し、被害に遭わないための行動の在り方、被害が発生した場合またその恐れがある場合の行動の仕方について指導する。
- (2) 不審者の侵入防止体制の整備
 - ・ 出入り口を限定し、登下校時以外は施錠するなど、適切に管理する。
 - ・ 校内への受付を設置し、来校者をチェックする。(玄関付近に案内板を設置し、受付まで順路を明示しておく。)
 - ・ 校地、校舎内外を定期的に巡視し、外部からの不審者がいないか確認する。
- (3) 警察等の関係機関や家庭・地域社会との連携
 - ・ 警察等の関係機関、保護者や地域社会等から不審者の情報が得られるように日ごろから連携の強化を図る。
 - ・ 学校周辺のパトロール強化など、警察等の関係機関の協力を依頼する。

【参考】

- ◆ 「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」(平成14年12月文部科学省)

3 緊急対応のポイント



II 登下校中における不審者による事案

下校中の生徒が、「お父さんが事故に遭った。一緒に行こう」といって見知らぬ者から腕をつかまれ、車に無理矢理乗せられそうになったが、「いかのおすし」を思い出し、大声を上げたところ、不審者は走り去った。

1 事例の分析と課題

- (1) 下校中の事案であり、学校側の迅速な対応が求められる。
- (2) 事案に遭った生徒はもちろん、事案を知ったその他の生徒も動揺は大きい。心を落ち着かせるための対応（心のケア）が求められる。

2 未然防止のポイント

(1) 不審者との遭遇を想定した生徒への指導

- ・ 学校は、生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じた事前指導を実施する。
- ・ 学級活動や学校行事及び関連教科等を中心に、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的な不審者への対策の充実を図る。

※ 生徒に対し、日ごろから以下のような指導を徹底しておくこと。

- 登下校等はできるだけ複数で、人通りの多い所を通行すること。
- 誘拐やわいせつ行為などの手口には様々なものがあること。（例えば「手伝ってほしい」と言って近づく等）
- 不審者に遭遇したら、「いかのおすし」を思い出し、自分が危険であることを大声を出し（防犯ブザーの使用）絶対に付いていかないこと。
- できるだけ早く近くの大人に伝えること。
- 「子ども110番の家」が近くにある場合は、すぐに逃げ込むこと。あるいは、商店など、大人が常駐している場所へ逃げ込むこと。
- 近くに誰もいなかったら、不審者から遠ざかる方向に逃げること。
- 安全な場所まで逃げたら、保護者、警察署、学校へ連絡・通報すること。近くに大人がいれば事情を話し、協力を求めること。
- 余裕があれば、不審者の特徴や、不審者が自動車等に乗っていたらそのナンバー等を記憶、記録しておくこと。

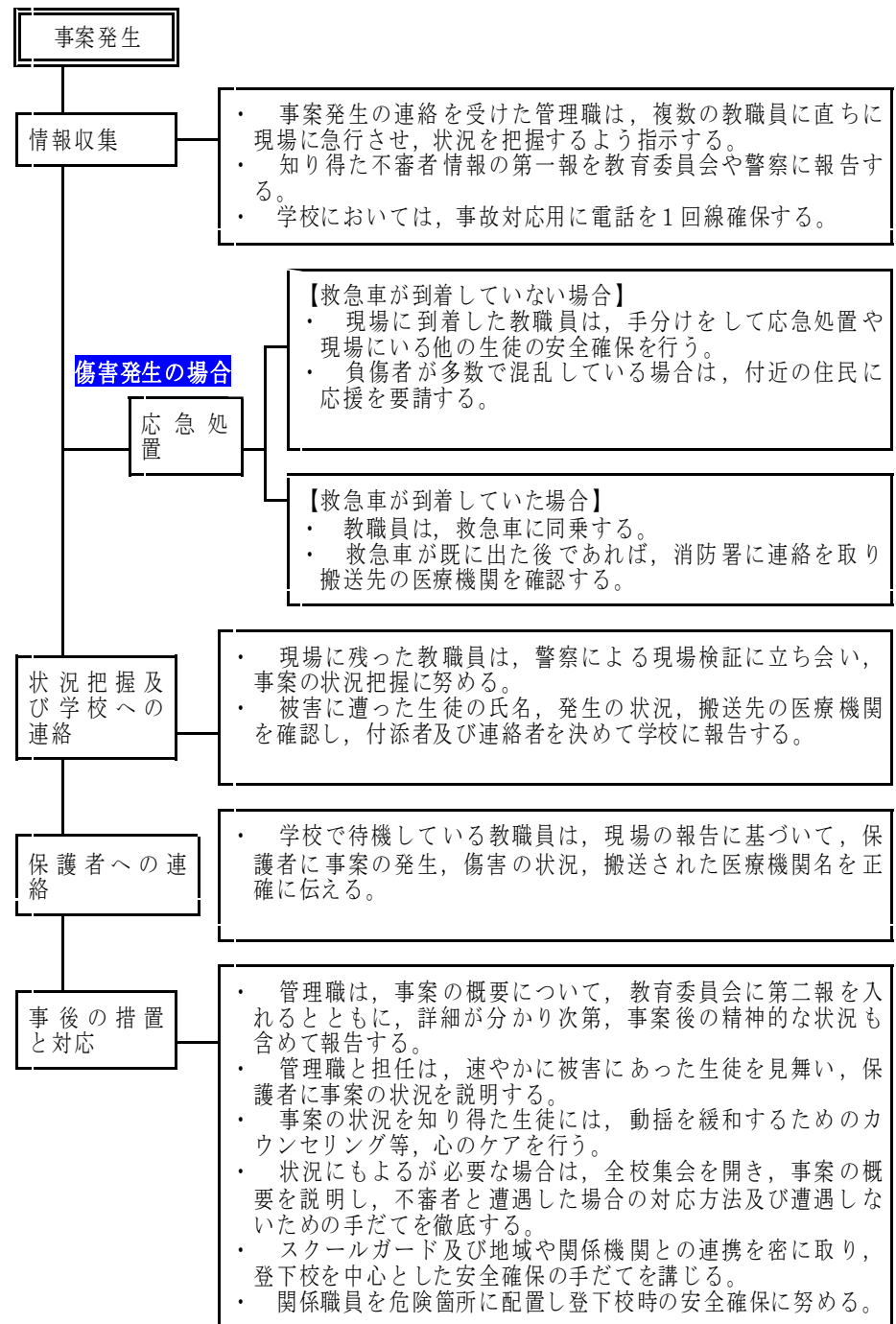
(2) 通学路の点検・校区内における危険箇所の確認と指導

- ・ 学校は、生徒の目線でPTAや地域等と協力して定期的に通学路の点検を実施し、危険な箇所の把握に努める。
- ・ 危険箇所を把握（見通しの悪い道路、公園、きちんと清掃されていない道路等）したら、速やかに関係機関へ改善の要望を行う。
- ・ 教職員や生徒及び保護者や地域に危険箇所マップ等通じて周知するとともに、生徒への安全指導の徹底、保護者への協力依頼、警察等の関係機関への協力依頼等、組織的、計画的、継続的に安全対策に努める。

(3) 教職員の緊急体制の確立

- ・ 事故が発生した場合に備え、教職員の役割分担を定め、緊急時の対応について全員が理解しておく。
- ・ 学校連絡網、関係諸機関、保護者等への連絡先が、教職員の誰にでもわかるように一覧表を作成しておく。

3 緊急対応のポイント



Ⅲ 授業中の事故（理科の実験中）

理科の授業で、水素を発生させ、マッチで引火し軽度の爆発を通して水素の存在を確認する演示実験をA教諭が行った後、生徒をグループ別に分け同様の実験を行わせたところ、B班のC生徒がフラスコを強く振り、水素発生源のゴム管近くでマッチを点火した瞬間、フラスコが破裂し、飛散したガラス片により、班の数人が大けがをしてしまった。

1 事例の分析と課題

- (1) 被害に遭った生徒の救急措置を最優先に行うことが大切である。
- (2) この事例では、突然の事故により生徒が精神的に動揺していることが考えられる。第二の事故を起こさないように、実験中止を指示し生徒を落ち着かせるための対応が求められる。
- (3) 事故防止策・事故発生時の対応について、事前に準備しておく。

2 未然防止のポイント

(1) 指導計画の作成

- ・ 生徒がゆとりをもって観察や実験に取り組めるように、無理のない計画を立てる。
- ・ 観察や実験での生徒の実態を十分把握し、安全に関わる指導内容を指導計画に位置づける。

(2) 実験前の安全確認

- ・ 教諭は、経験を積んだ実験でも必ず予備実験を行い、安全性を確認しておく。
- ・ 準備の際に、観察や実験に使用する器具類の点検を行う。
- ・ 実施する実験での器具や薬品の安全な取扱いの指導とともに、万一事故が発生したときの処置の仕方について生徒に指導しておく。

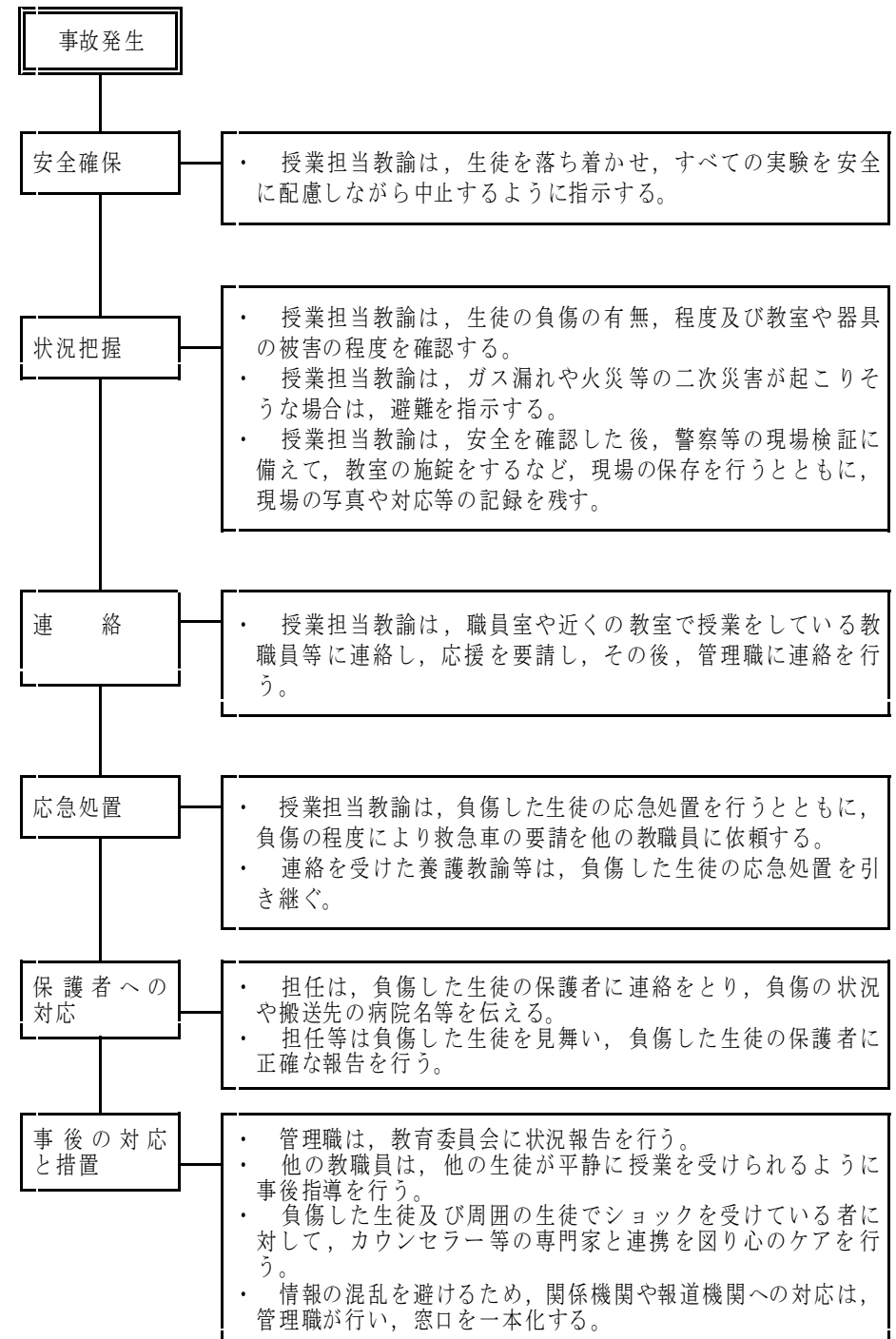
(3) 生徒に対する実験中の安全指導

- ・ グループ実験では、生徒の役割分担を決め、責任を持って行うよう指導する。
- ・ 実験台の上を整理させる。不要な用具は片づけさせる。
- ・ 実験の注意事項を守らせ、ふざけたりさせない。順序立てて実施し、あわてて急いだりさせない。
- ・ 実験中は各班に対し適切な指導を行い、操作方法や実験の手順に誤りはないか確認する。
- ・ 必要に応じて、保護眼鏡を着用させる。

(4) 実験後の安全

- ・ 責任を持って後片づけをさせる。
- ・ 廃液や廃棄物の処理は、環境に配慮した適切な指導を行う。処理が難しい廃液は廃液入れに回収する。金属、ガラス、紙や木、プラスチック類などに分けて回収する。
- ・ 実験器具を点検させ、元の場所に返却させる。

3 緊急対応のポイント



IV 授業中の事故（水泳）

3年生の水泳の授業中、25mクロールのタイム計測中にA生徒がコース途中で突然動かなくなり沈みだした。
異変に気づいた担当教諭が、A生徒をプールサイドに引き上げたところ、心臓が停止した状態にあった。

1 事例の分析と課題

- (1) 傷病者の意識の有無、顔色、呼吸等を速やかに観察・把握し、心肺蘇生法を実施するとともに、救急車の要請と他の教職員への連絡を迅速に行う。
- (2) 他の生徒の精神的な動揺や不安を除き、落ち着かせる。

2 未然防止のポイント

(1) 水泳指導における安全管理

- ・ 生徒の既往症等の有無をあらかじめ把握し、日常の健康観察を十分に行い、健康状態に留意して指導を行う。
- ・ 安全面に十分配慮しながら、生徒の実態に則した指導計画を立て、個々の能力等に応じた学習指導に努める。
- ・ プール施設の使用にあたって、実態に則した安全管理体制を組織し、排水口はネジやボルト等で固定する。また、浄水装置等の付属設備についても、定期検査はもとより始業時及び臨時の点検を日ごろから行い、安全管理に万全を期す。
- ・ 生徒が安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身に付けさせる。
- ・ 監視の責任者は、あくまでも教諭などの指導者であるが、見学をする生徒に補助的な監視者としての役目を与えたり、可能な範囲において複数の教員による監視を行うなど、安全確保のための監視体制の強化に努める。

(2) 当日の事故防止の徹底

- ・ 健康観察を十分行い、常に人員確認を実施する。
- ・ 水温、気温などの気象条件や時間帯を十分考慮する。

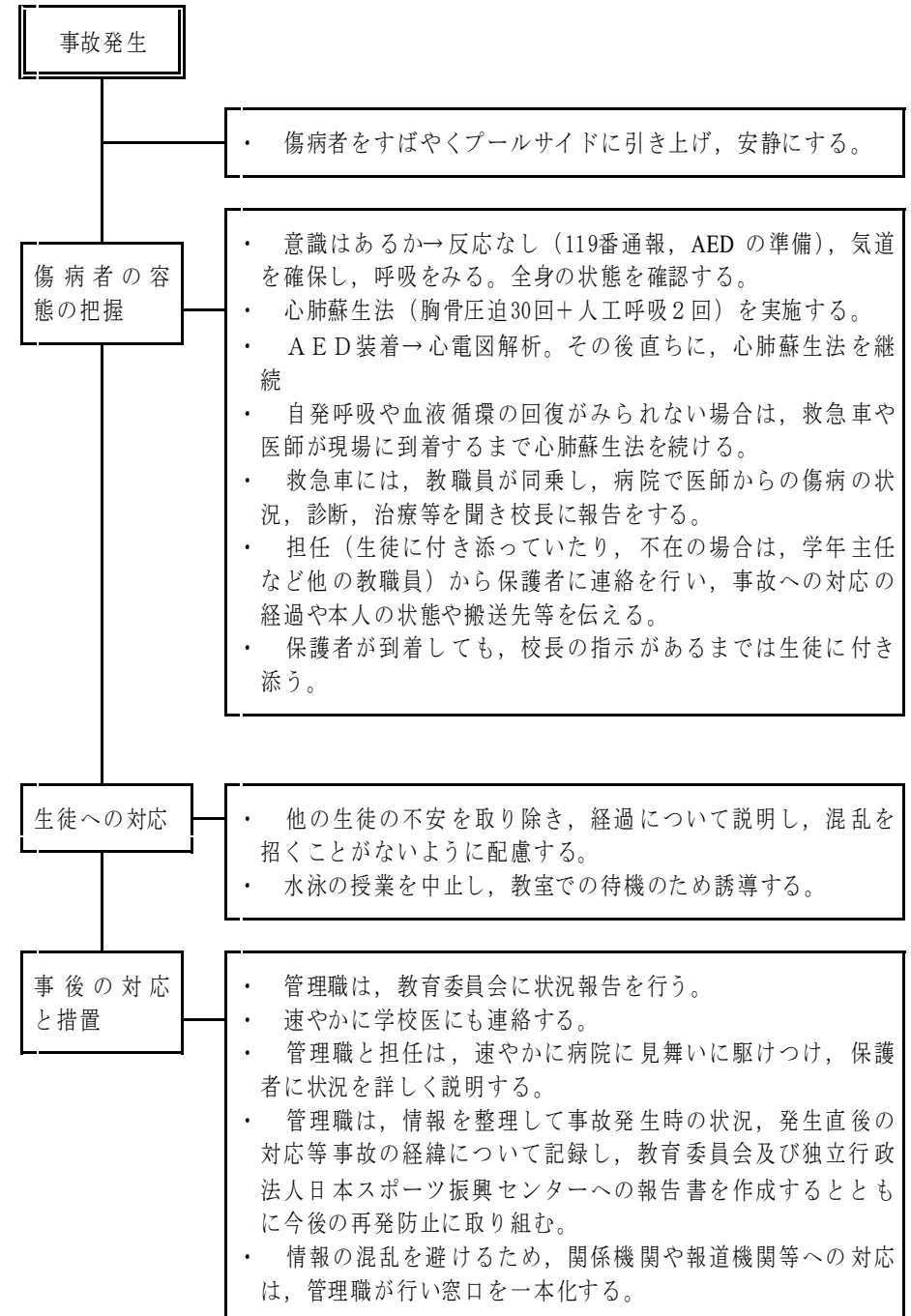
(3) 緊急時における学校体制の確立

- ・ 突発的な怪我や事故が起こった場合の措置について確認をしておく。
- ・ AEDの活用方法及び心肺蘇生法については、校内研修等を実施し習熟を図る。
- ・ 緊急な場合に連絡する医療機関の所在及び電話番号、全校生徒の保護者の緊急連絡先を職員の誰もがすぐわかるようにしておく。

【参考】

- ◆ 「学校における水泳事故防止必携（改訂版）」
（平成11年5月 日本体育・学校健康センター）
- ◆ 「水泳指導の手引き（改訂版）」（平成5年5月文部省）

3 緊急対応のポイント



V 運動部活動中の事故

中学生男子バスケットボールの部活動中、準備運動後にダッシュを繰り返していた生徒Aが、突然うずくまるようにして倒れ込んだ。
生徒Aは、顔面蒼白で、意識がもうろうとした状態にあった。

1 事例の分析と課題

- (1) 意識の有無、顔色、呼吸などをすばやく観察し、傷病者の状態を迅速に把握して応急手当てを実施する。
- (2) 顧問不在時の練習について、実施方法や活動内容等について学校全体で共通理解を図り、校内の救急体制の確立とその徹底が必要である。

2 未然防止のポイント

(1) 部員の健康状態の把握

- ・ 指導者は事故の未然防止のため、担任、養護教諭等との連携を図り、部員の心身の健康状態を把握しておく。

(2) 安全指導の充実

- ・ 指導者の観察だけでなく、部員に自分の身体は自分で守るという意識を持たせ、準備運動時に体調の自己チェックを行わせる。
- ・ 自己の体調管理及び体調が悪化したときの対処法を指導しておく。

(3) 指導体制の確立

- ・ 部活動は原則として指導者がついて活動することとするが、やむを得ず指導者が活動に遅れる場合や、途中で活動の場を離れる場合は、他の部の指導者に監督を依頼して、安全に自主的に活動できる練習内容を明確に指示したりする。また、練習を中止するなど適切な措置をとる。
- ・ 部内における目標を明確にし、年間・期間・週間・一日の計画を立案し、無理のない活動計画を作成する。

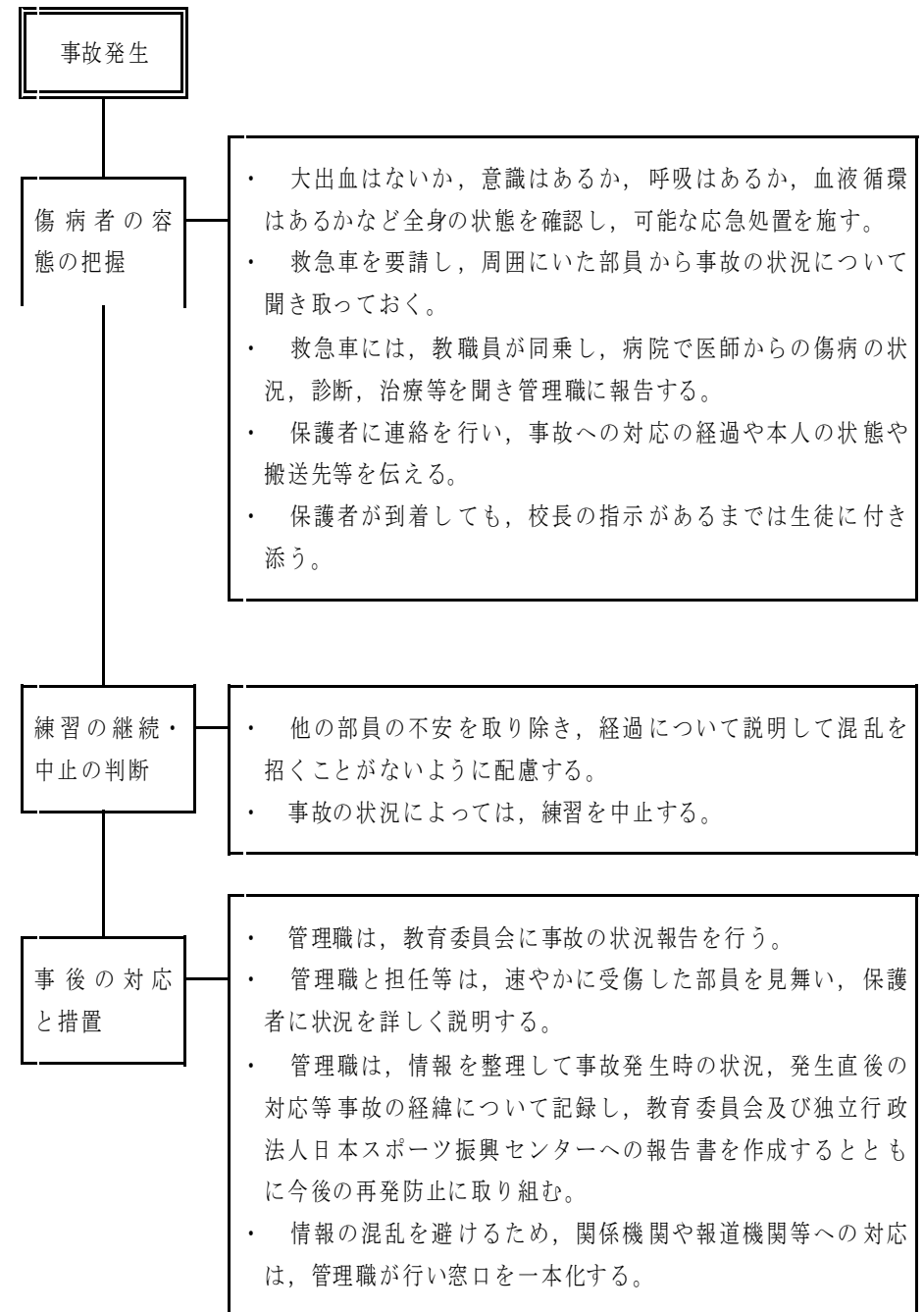
(4) 施設・設備の安全点検

- ・ 定期的に施設・設備の安全点検の励行を図る。

(5) 緊急時における学校体制の確立

- ・ 突発的な怪我や事故が起こった場合の措置について確認しておく。
- ・ 緊急な場合に連絡する医療機関の所在及び電話番号、全校生徒の保護者の緊急連絡先を職員の誰もがすぐわかるようにしておく。

3 緊急対応のポイント



VI 交通事故

登校中の中学生が、歩行者用信号が青になり横断歩道を渡っていたとき、信号無視の自動車にはねられ、頭を強く打ち意識不明の重体になった。

1 事例の分析と課題

- (1) 登校中の事故であり、学校側の迅速な対応が求められる。
- (2) 事故に遭った生徒はもちろん、事故を目撃した生徒も動揺は大きい。心を落ち着かせるための対応（心のケア）が求められる。

2 未然防止のポイント

(1) 交通安全教育の推進

- ・ 学校は、生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じて交通安全教育を実施する。
- ・ 学級活動や学校行事及び関連教科等を中心に、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的な交通安全教育の充実を図る。

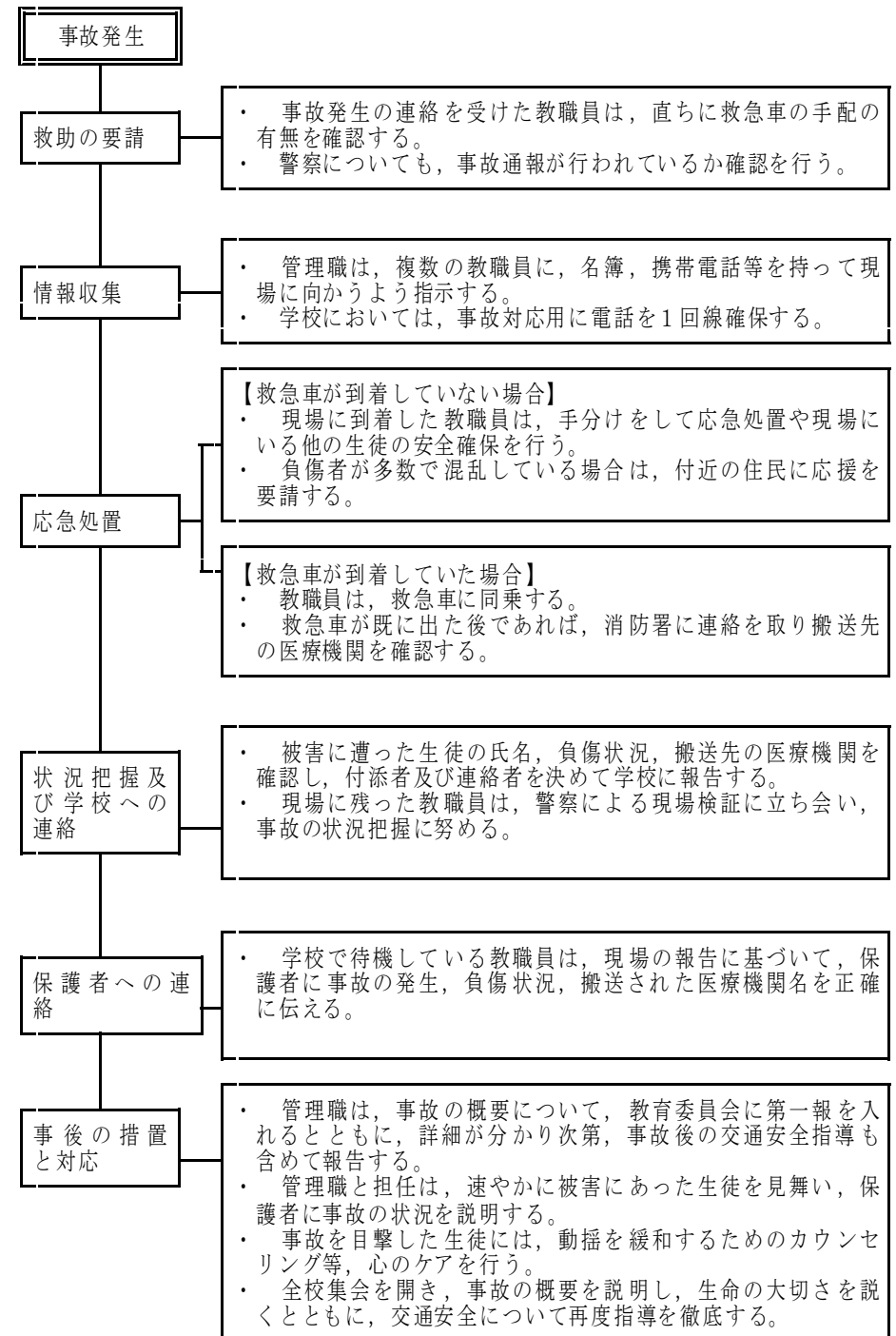
(2) 通学路の点検・校区の危険箇所の確認と指導

- ・ 学校は、PTAなど地域と協力して定期的に通学路の点検を実施し、危険箇所の把握に努める。
- ・ 危険箇所を把握（通学路の交差点状況、横断歩道、工事箇所、河川等）したら、速やかに道路管理者等へ改善の要望を行う。併せて、教職員や保護者に危険箇所を周知するとともに、生徒への安全指導の徹底、保護者への協力依頼、警察等の関係機関への協力依頼等、組織的、計画的、継続的に安全対策に努める。

(3) 教職員の緊急体制の確立

- ・ 事故が発生した場合に備え、教職員の役割分担を定め、緊急時の対応について全員が理解しておく。
- ・ 学校連絡網、関係諸機関、保護者等への連絡先が、教職員の誰にでもわかるように一覧表を作成しておく。

3 緊急対応のポイント



第3章 健康被害

I 感染症の発生 (※ 結核等。新型コロナウイルス感染症は、別途参照とする)

中学2年生のA男は、9月下旬より咳等を訴え医療機関を受診したが風邪と診断された。その後、市販薬などで症状を抑えながら通学を続けていたが、12月中旬になっても咳、息切れ、発熱、体重減少等の症状が続くことから学級担任が養護教諭に相談し、医療機関に再受診を勧めたところ、結核と診断された。

1 事例の分析と課題

- (1) 症状が長期間継続していることから、結核に感染していることも考えられるので、早急に医療機関への受診を勧める必要がある。
- (2) 結核と診断された場合は、保健所の指導の下に今後の対応が求められるので、診断後、速やかに保健所に連絡し、指導と協力を要請して感染拡大防止を最優先することが大切である。また、校長は、医師の指示により、出席停止の措置を講じなければならない。
- (3) 結核の診断・調査・治療は長期にわたることがあるので、転校・卒業後の連絡先等の把握が必要となることがある。

2 未然防止のポイント

(1) 生徒の健康管理

- ・ 教職員は、日ごろから生徒の健康観察に気を付け、病状が激しい場合や症状が長期化している場合は、養護教諭に相談する。
- ・ 既往症等からみた要観察者に対し、学校内外での一体的な健康観察を継続する。

(2) 教職員の健康管理

- ・ 教職員は、自身が発病すると集団感染させる可能性が非常に高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を早い時期に必ず受診し、有症状時には早期に受診をする。

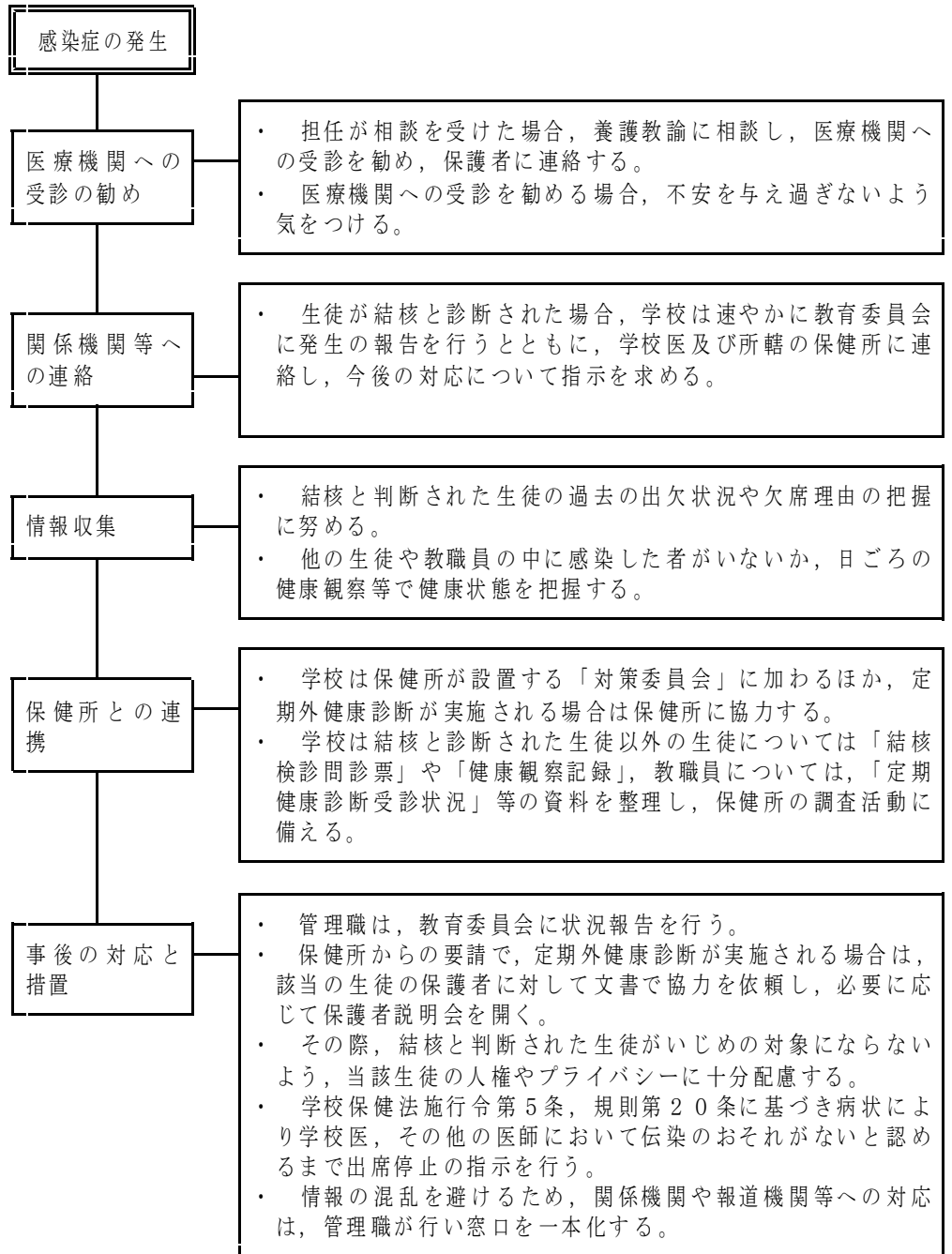
(3) 保健指導の充実

- ・ 学校医や保護者との連携により、生徒に対する保健指導を徹底し、結核に対する関心を高めるとともに、家庭での規則正しい生活を実践させる。

(4) 情報収集・緊急対応時の体制の整備

- ・ 患者発生等の情報について、対外的な連絡窓口を一本化する。
- ・ 保護者に対し、生徒が伝染性の疾患にかかったと判明した場合は、早急に学校に連絡することを徹底する。

3 緊急対応のポイント



II 給食による食中毒

第一鹿屋中学校において、多数の保護者から、嘔吐・発熱・下痢等の症状による欠席連絡が相次ぎ、登校した生徒の中にも、朝の健康観察時で同様の症状を訴える生徒が見られ、早退者も続出した。その後、症状を訴える生徒を診察した医師から食中毒の疑いがあるとの報告があった。

1 事例の分析と課題

- (1) 欠席者が数多く、また、欠席理由と健康観察時の生徒の訴えから学校給食による食中毒の疑いが考えられる。
- (2) 学校給食による食中毒は、集団的・突発的に発生する機会が多いことから、保健所等の関係機関と連携を図りながら、学校運営に関する様々な対応が必要となる。
- (3) 日ごろから、教職員及び学校給食従事者に対する衛生管理の徹底を図るとともに、生徒に対する衛生指導を充実する。

2 未然防止のポイント

(1) 衛生管理体制の確立

- 管理職は、衛生管理責任者（学校栄養職員、不在校については調理主任等）に衛生管理を徹底させるとともに、作業工程表を作成させ、調理、配缶、配送を適正に実施させる。
- 学校栄養職員、給食調理職員の業務別研修を実施し、実践的衛生教育を積極的に指導し、衛生管理に関する具体的知識を身につけさせる。

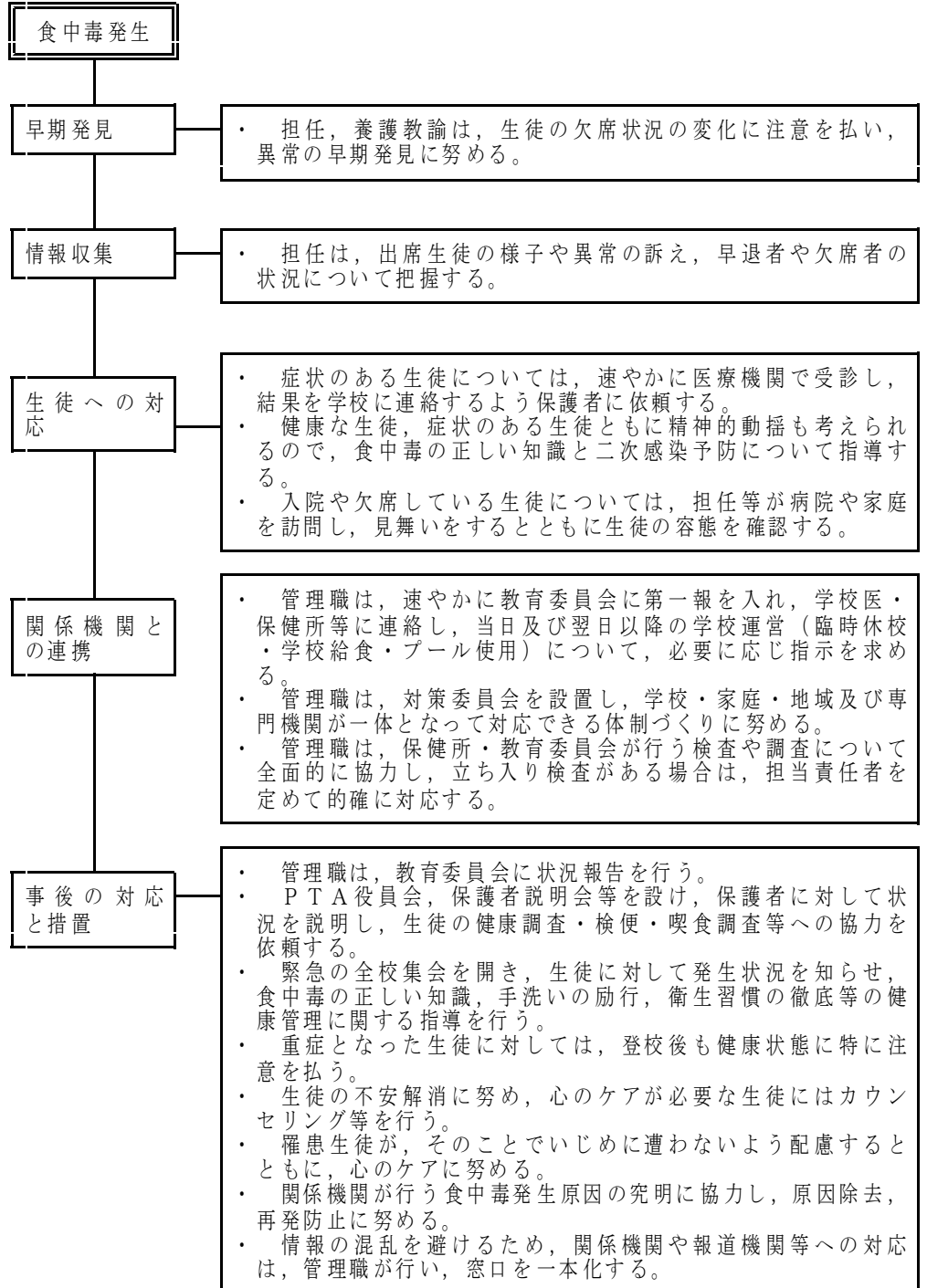
(2) 連絡網の整備

- 管理職は、給食による食中毒の発生が、学校の休業日や夜間に発生する可能性も考慮し、保護者に緊急時の学校への連絡方法を周知するとともに、学校から保護者への緊急連絡網を整備し、情報提供に万全を期す。

(3) 日常の健康管理の充実

- 担任、養護教諭は、日ごろから生徒の欠席状況・健康状態を記録・整備するとともに、生徒に対しては、異常があった場合は速やかに教職員や保護者に知らせるよう指導する。
- 保護者には、速やかな欠席連絡を行うよう徹底を図る。

3 緊急対応のポイント



Ⅲ 給食の異物混入

第一鹿屋中学校において、校長が給食の検食をしようとして、汁から異臭がすることに気づいた。給食は、学校給食共同調理場から配送され、保管されていたものであった。

1 事例の分析と課題

- (1) 異臭の原因としては、通常の給食に何らかの形で食べ物以外の異物が混入したことが考えられる。
- (2) 異物混入の時期としては、調理中・配送前・配送後が考えられる。共同調理場や関係学校に連絡するとともに、関係機関と連携を図りながら、学校運営に関する様々な対応が必要となる。
- (3) 日ごろから、教職員及び学校給食従事者に対する衛生管理の徹底を図るとともに、生徒に対する指導を充実する。

2 未然防止のポイント

(1) 危機管理体制の確立

- ・ 管理職は、給食での異物混入を想定し、校内体制を確立させておく。
- ・ 調理場の施設長は、調理場での異物混入を想定し、その原因等を分析したり防止する方法について、日ごろから注意を払っておく。
- ・ 学校栄養職員、給食調理職員の研修に異物混入に関する内容を取り入れ、異物混入対策に関する具体的知識を習得させる。

(2) 連絡体制の整備

- ・ 異物混入の判明時期としては、①配送前、②配送後調理場での検食時、③各学校での検食時、④各学級での配食時、⑤喫食時等が考えられる。それぞれの判明時期にどのように対応するか想定し、できるだけ早急に管理職等へ連絡できる体制を整えておく。

(3) 検食の事前実施の徹底

- ・ 各学校において、責任者（校長等）が生徒の食事前に検食を行い、その結果を記録するよう徹底する。

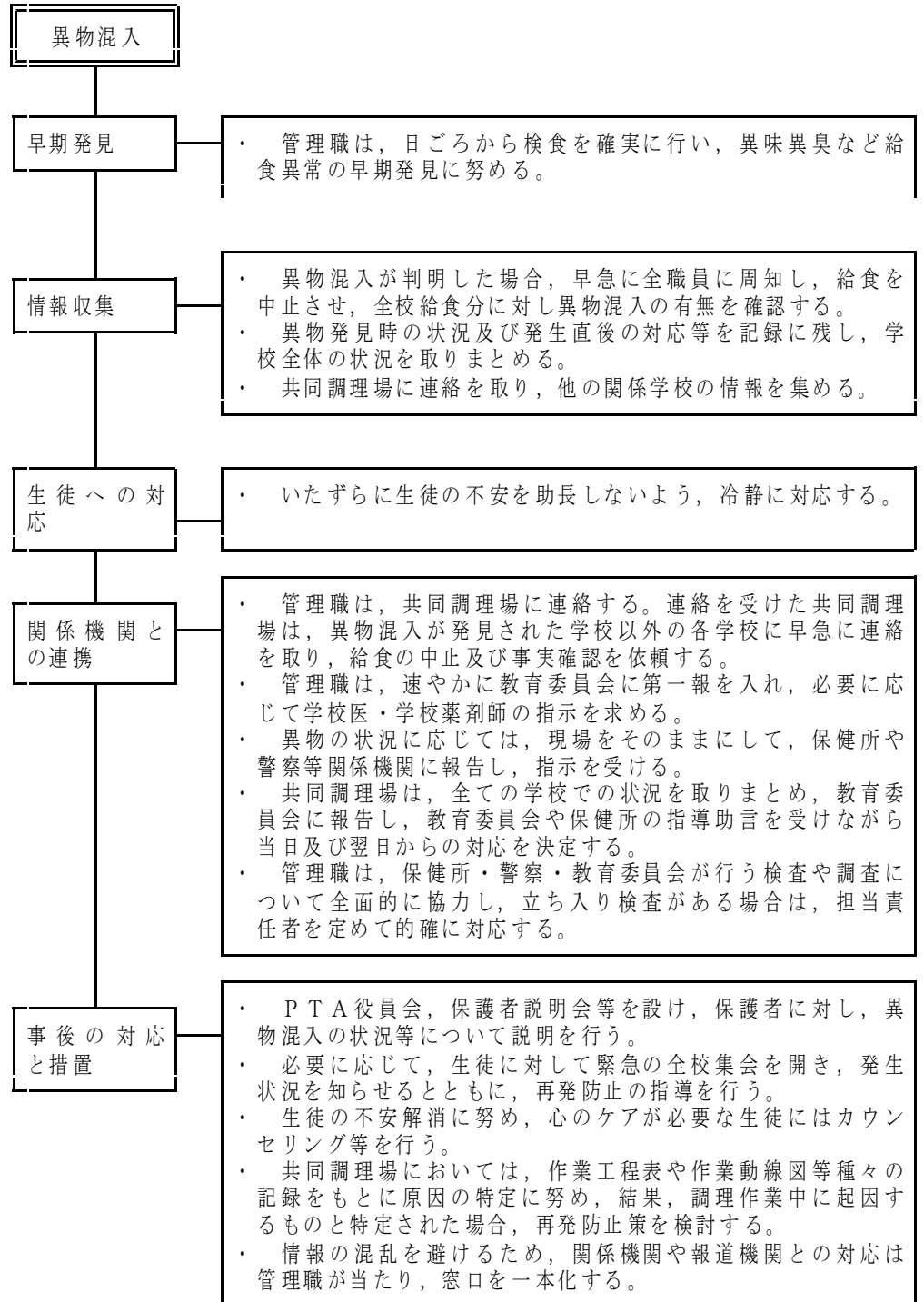
(4) 調理場での日常点検の徹底

- ・ 食材の納入時の立ち会い及び検収を徹底する。
- ・ 調理過程での異物混入を防止するため、使用する機械・機具類、ビニール袋の切片等の使用前・後の点検を実施して結果を記録し、異物混入が起きないように最善を尽くす。また、食中毒予防の観点からも日常の衛生管理を徹底し、害虫・頭髮等の混入について予防する。
- ・ 調理後配送までの管理を徹底する。

(5) 学校における検収及び管理

- ・ 学校への直送納物品については、検収を行った後、保存食（ -20°C 以下、2週間）を取っておく。
- ・ 配膳室等保管場所の衛生について十分配慮し、施設できる構造とする。
- ・ 教室前に配膳車を長時間放置しない等、配膳室から給食時間の配食までの管理を徹底する

3 緊急対応のポイント



Ⅳ 飲料水の汚染

第一鹿屋中学校の養護教諭が、朝の日常点検で、水道水の遊離残量塩素測定を行うため、水を採取したところ、水の濁りと色の異常がみられ、におい、味にもわずかな異常が認められたため、直ちにその旨を校長に報告した。

水道水は、毎日、給食の調理や食材・食器の洗浄、飲料水として使用している。

1 事例の分析と課題

- (1) 学校の飲料水は、学校の責任において管理し、「学校環境衛生基準」に基づいて点検を実施することになっている。特に、飲料水については生徒が直接口にするものであること、飲料水が原因となる疾病は集団的に発生すること、さらに生命にかかわる場合もあることから、異常が生じた場合には迅速な対応が求められる。
- (2) 汚染原因として、学校施設である受水槽・高置水槽の衛生管理や異物の混入等が考えられるので、日ごろから施設設備の点検整備に留意し、安全管理に努めることが大切である。
- (3) 市町村等の水道事業体から、学校施設である受水槽までの経路の途中で異物が混入した可能性も考えられるので、関係機関と連携を図り、対策を協議する必要がある。
- (4) 学校薬剤師及び関係機関の指導・助言を得て対処することが大切である。

2 未然防止のポイント

(1) 日常点検の徹底

- ・ 養護教諭や衛生管理責任者による日ごろの水質点検・管理を徹底し、点検後は記録に残し、保存する。管理者は必ずその記録に目を通す。

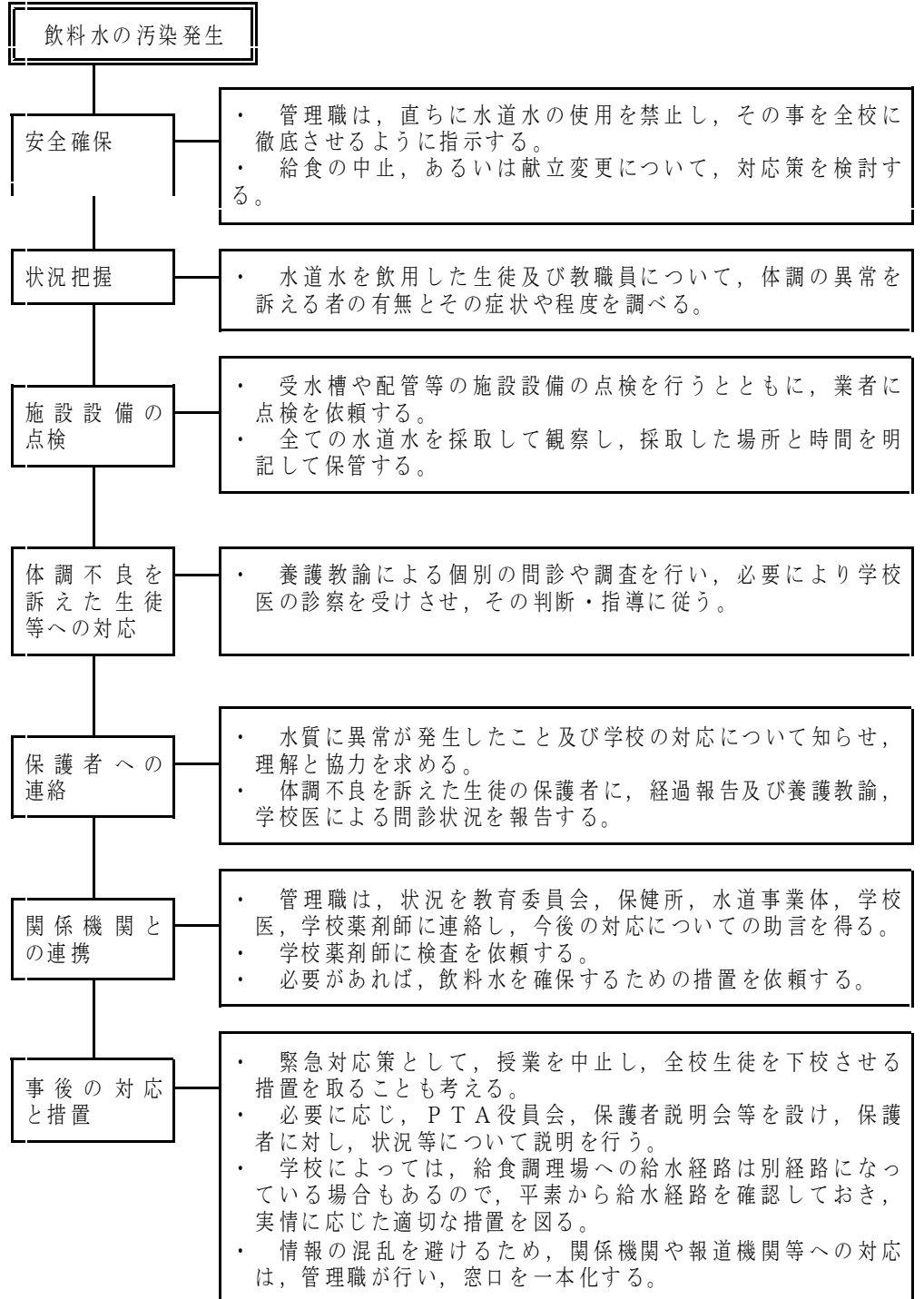
(2) 定期検査の実施

- ・ 飲料水の定期水質検査は、毎学年1回（水道水以外の井戸水等については2回）行う。
- ・ 簡易専用水道等の受水槽については、1年以内ごとに1回定期的な清掃を行う。
- ・ 受水槽や高置水槽、蛇口等の施設設備の点検（施錠、故障、清潔等に留意）は、定期水質検査時にあわせて行い、それに伴う修繕等適切な措置を講じる。点検結果は記録し保存しておく。

(3) 飲料水の異常の早期発見

- ・ 教職員及び生徒には、平素から、飲料水の色、濁り、臭気、味等について関心をもたせ、万一異常を発見したときには、直ちに使用を中止して報告するように周知しておく。

3 緊急対応のポイント



V アナフィラキシー発症時の緊急対応

アレルギー疾患により、緊急の対応を要する症状が現れることがあります。特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあり、迅速かつ適切な対応が求められます。いざというときに、誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるようにするため、エビペンの使い方など、日頃から実践的な研修や訓練を実施し、学校全体として取り組む体制を構築する必要があります。



＜参照資料＞

- 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン
(文部科学省等 平成20年3月)

<http://www.gakkohoken.jp/books/archives/51>



- 学校給食における食物アレルギー対応指針
(文部科学省 平成27年3月)

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/03/26/1355518_1.pdf



VI 熱中症発症時の緊急対応（日本スポーツ振興センターパンフより）

- 熱中症は暑熱環境で生じる障害の総称で、熱失神、熱けいれん、熱疲労、熱射病等の病型があります。
- (1) **熱失神**：血管の拡張と下肢への血液貯留のため脳血流が低下して起こるもので、めまい、涼しい場所に運び、寝かせる、脚を高くする等により通常は回復する。
 - (2) **熱けいれん**：大量の発汗があり、水のみ補給した場合に塩分が不足して起こるもので、四肢の筋や腹筋がけいれんし、筋肉痛が見られる。
 - (3) **熱疲労**：主に脱水によるもので、全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛等の症状が起こる。高体温にならないことが多い。
 - (4) **熱射病(重症)**：体温調節が破綻して起こり、高体温(40℃以上)と種々の程度の意識障害(見当識障害から昏睡まで)が特徴。心臓、肺等の全身の多臓器障害を合併し、死亡率も高い。冷却処置を開始する。
- 熱射病は死の危険が迫った緊急疾患であり、救急車を要請し、速やかに冷却処置が重要。熱射病の予後は高体温の持続時間に左右されるため、現場での冷却処置が重要。

失神等の症状がみられる。

の筋や腹筋がつり(けいれんし)、筋肉痛が見られる。

痛等の症状が起こる。高体温にならないことが多い。

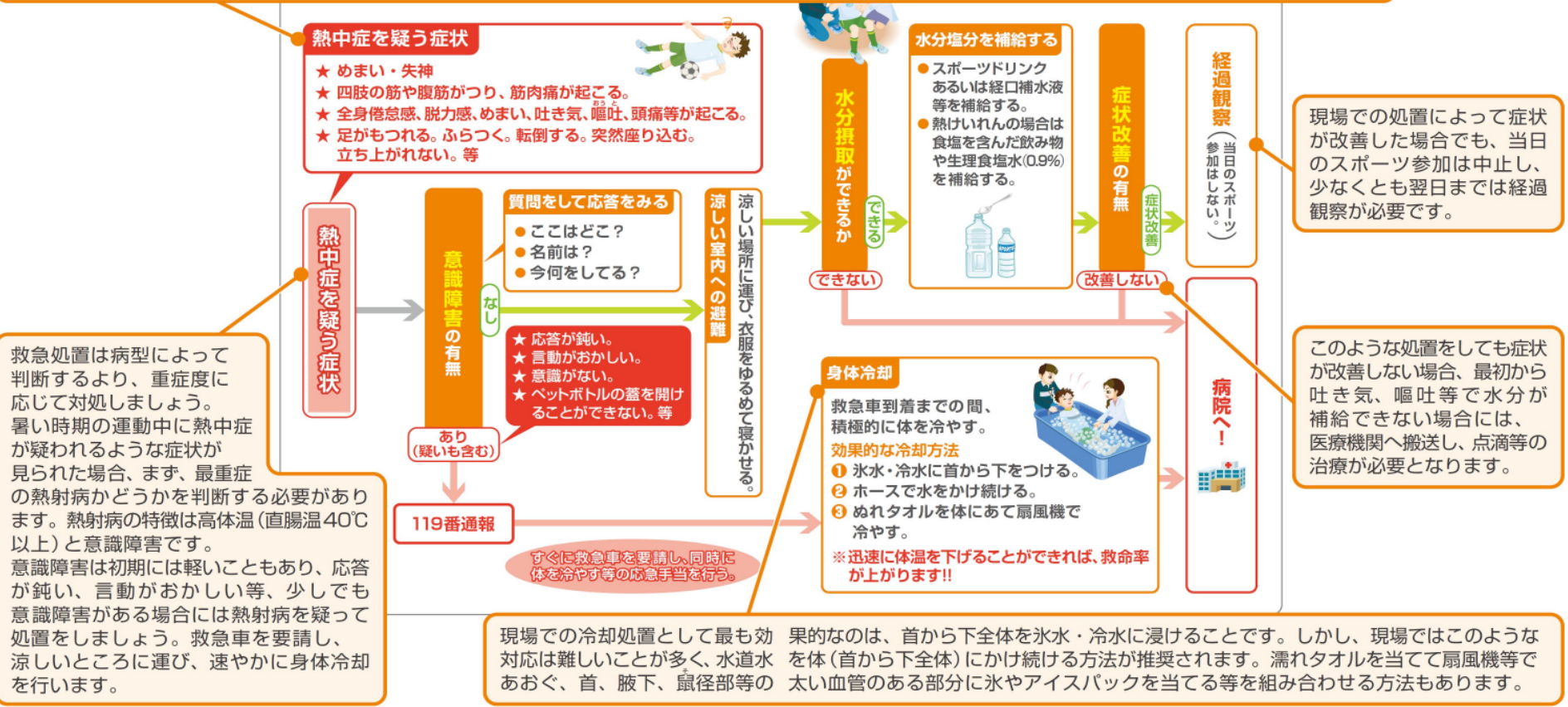
は回復する。

当識障害から昏睡まで)が特徴

心臓、肺等の全身の多臓器障害を合併し、死亡率も高い。

冷却処置を開始する。

置が重要



Ⅶ 心停止の救命措置について

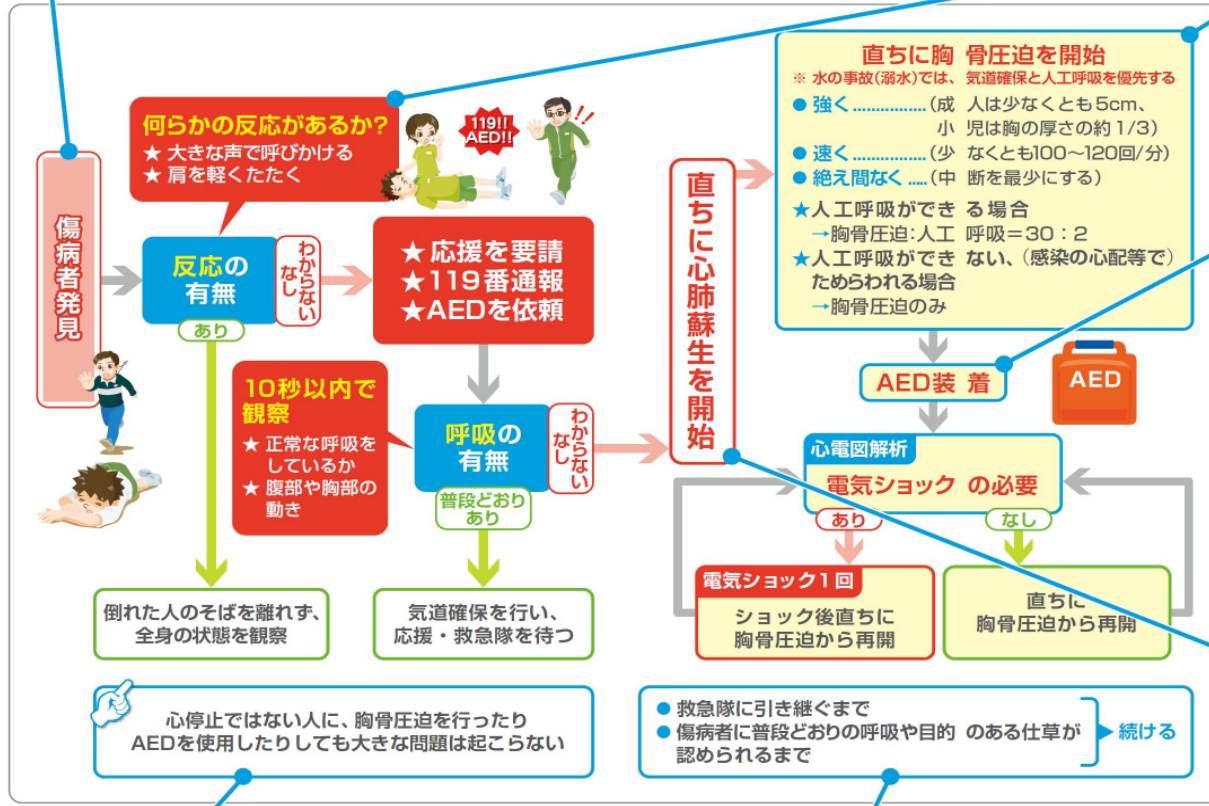
★迅速な通報と心停止の認識

突然死に至る顕著な兆候である「心停止」は、学校においては運動時、校内活動時等に「急に倒れた」という形で突発します。この状態にある人の応急手当は、初めの2～3分に取り対応がその人の救命に大きく影響します。落ち着いて、救急処置の手順を速やかに開始しましょう。

★迅速な心肺蘇生とAEDによる電気ショック

胸骨圧迫→気道確保→人工呼吸→電気ショックの手順で行いましょう。また、AEDはすぐに装着しましょう。水の事故(溺水)では、気道確保と人工呼吸を優先してください。

意識、脈拍の確認は、5秒以内で行いましょう。



★AED使用に関する留意点

- AEDの場所を確認してから体育や部活動を行う。
- AEDには、電源ボタンを押すタイプとふたを開けると電源が入るタイプ、一体型のパッドと2枚に分かれているパッド等の種類があるのであらかじめ確認しておく。
- AEDの近くに大きなタオルを用意する。
→傷病者の体についている水分を拭き取るため。
→傷病者への配慮として、AEDのパッドを貼った後に体にかけてたり、パーテーションとして使用するため。
- 電気ショックの際は、誰も傷病者に触れていないことを必ず確認する。
- 救急隊が到着するまではAEDのパッドはつけたままにし、電源も切らない。

★一次救命処置*における感染症対策は?

倒れている人が新型コロナウイルス(COVID-19)等の感染症の罹患を心配される場合でも、ハンズオンリーCPR(心肺蘇生法)によって救助することができます。

1. 119番に救急要請し、AEDを取得する。
2. 救助者及び傷病者の口と鼻をマスクまたは布で覆う。
3. 心肺蘇生を行う。

胸の中央を深く早く、1分間に100~120回のテンポで押す。
 4. AEDが到着したら、すぐに使う。
 救命処置に関わったら、終了後、手洗いを行いましょう。

※一次救命処置とは…病院外での心停止に対する救命処置です。



心停止を疑ったら、ためらうことなく迅速に心肺蘇生とAEDの装着を行いましょう。

死戦期呼吸*のときは、ためらわないで胸骨圧迫を開始しましょう。胸と腹部の動きがあっても心停止と判断します。
 ※死戦期呼吸とは…しゃくりあげるような不規則で時折出現する異常な呼吸、あえぎ呼吸ともいいます。

● 救急隊に引き継ぐまで
 ● 傷病者に普段どおりの呼吸や目的のある仕草が認められるまで } 続ける

参考:「JRC蘇生ガイドライン2015」(一般社団法人日本蘇生協議会)
 平成24年度版体育活動時等における事故対応テキスト~ASUKAモデル~をもとに作成
 公益財団法人日本AED財団HP

災害時における対応マニュアル（校内掲示用） 第一鹿屋中学校

【 緊急事態発生時の対応 】

登下校時の場合等は、地震発生で津波の危険が無い場合の判断です。
もし、津波の危険性がある場合は、できるだけ高い場所へ各自で避難すること

震度5弱以上の地震発生（生徒が学校にいる場合）

チェック1

被害状況はどうか

- | | | |
|---|-------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 生徒の安全確保 | <input type="checkbox"/> 頭部保護 | <input type="checkbox"/> 出口確保 |
| <input type="checkbox"/> 施設設備の被害
・校舎等の倒壊
・放送設備等 | <input type="checkbox"/> 不安緩和 | |

対応1

校庭に避難

- ・おさない
- ・かけない
- ・しゃべらない
- ・なかまからはなれない
- ・もどらない
- ・ちがつかない

天候によっては
校舎内待機

チェック2

生徒の安否確認

- | | | |
|---|-------------------------------------|------------------------|
| <input type="checkbox"/> 点呼
(全生徒, 全職員) | <input type="checkbox"/> 全員避難できていない | → 担任等が校舎内外で安否確認 |
| <input type="checkbox"/> 安否報告 | <input type="checkbox"/> 負傷者がいた | → 養護教諭等による応急手当・医療機関へ搬送 |
| <input type="checkbox"/> 全員避難確認 | | |

対応2

<電話・メール等の連絡が、可能な場合>

- ・災害の状況を把握し、学校に留まらせるか、帰宅させるか（引取り）を校長が決定
- ・保護者や単人支援センター等の関係機関に緊急連絡
- 帰宅の場合 ①体調不良の生徒等……保護者に引取りを依頼（引取調査票で確認、中学生以上は引取者として認める）
※ 交通機関等の乱れで引取りが遅れる場合は、学校に留め置く。
②他の中学生—地域の安全を確認しながら集団下校（教員は、付添いを行う）
- 学校に留め置く場合 関係機関との連携を密に、危険が回避され安全が確認されるまでは、継続。その後、帰宅へ

対応3

<電話・メール等の連絡が、不可能な場合>

- ・災害の状況を把握し、学校に留まらせるか、帰宅させるか（引取り）を校長が決定
 - ・校区内に拡声器等を用いて、引取りの伝達を行う。
 - ・保護者の引取りが終わるまで、生徒は学校に留め置く。
- ※ 電話・メール等の連絡が可能になった時点で、保護者に生徒の安否情報と引取りの連絡

登下校時の場合

- ① 自宅か学校、いずれか近い方に避難する。
- ② 自宅が倒壊等の場合は、学校に避難する。
- ③ 公園や交番、子ども110番の家・店などに避難し、周囲の大人に助けを求める。
- ④ 帰宅等した場合は、できるだけ早く学校に連絡をする。
- ⑤ 登校は、必ず学校からの連絡を受けた後、できるだけ複数で慎重に登校を行う。

※電話等不通の場合は、自宅で待機

登校前の場合

- ① 自宅待機する。
- ② 登校は、必ず学校からの連絡を受けた後、できるだけ複数で慎重に登校を行う。

※被害が甚大な場合は、臨時休業日の措置を行う。

※電話等不通の場合は、自宅待機

【 事後の対応等 】

対応4

<事後の対応や措置>

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 通学路を含め学区内等の被害状況の確認 | <input type="checkbox"/> 情報の整理と提供 |
| <input type="checkbox"/> 授業再開への準備 | <input type="checkbox"/> 生徒の心のケア |
| <input type="checkbox"/> 報告書の作成・提出 | <input type="checkbox"/> 保護者への説明等 |
| | <input type="checkbox"/> 諸課題への対応策検討 |
| | <input type="checkbox"/> 周辺地域との情報の共有化（甚大な被害が発生した場合） |

第一鹿屋中の標高は 70m00
第一鹿屋中校舎屋上は 85m50